

 第 期
 年 月 日から

 第 期
 業務報告書

 年 月 日まで

改正後

年 月 日 作成 年 月 日 備付

労働金庫名理 事 長 氏 名 印

所

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの事項を 簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

•	.,	11/1/04/26					
	区	分		年度	年度	年度	年度
預	金	積	金	百万円	百万円	百万円	百万円
	会		員				
	会	員	外				
貸		出	金				
	会		員				
	会	員	外				
有	価	証	券				
	国		債				
	そ	の	他				
総		資	産				
内	国 為	替取:	扱高				
外	国 為	替取:	扱 高	モト゛ル	千ト゛ル	千ドル	チドル
		常利益	ш.	千円	千円	千円	千円
_ (圣常損 <u>?</u> 純利益		,	, , ,	,	, , ,
()		神 列 純 期 純 損					
	+1 1						

(記載上の注意)

- 1. 預金積金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
- 2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- (3)決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実
- 2. 当庫の現況
- (1)出資金の推移

区 分 前 年 度 末 当 年 度 末

別紙様式第1号(第3条の2関係)

 第 期
 年 月 日から

 第 月 日まで

業務報告書

現行

 年
 月
 日
 作成

 年
 月
 日
 備付

住 所 労働金庫名

理事長 氏名印

- 1. 事業の概況
- (1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

_	.,	A-150-154	- » 1 IL 13	•			
	区	分		年度	年度	年度	年度
預	金	積	金	百万円	百万円	百万円	百万円
	会		員				
	会	員	外				
貸		出	金				
	会		員				
	会	員	外				
有	価	証	券				
	国		債				
	そ	の	他				
総		資	産				
内	国為	替取:	扱高				
外	国 為	替取:	扱高	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル
		常利益	4 \	千円	千円	千円	千円
H		圣常損 <u>?</u> 純利益			, , , -		, , , -
		純利益 期純損					
		· + + + 1					

- 1. 預金積金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
- 2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- (3)決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実
- 2. 当庫の現況
- (1) 出資金の推移

|--|

改正後

出			資		金	千円	千円	
	普	通	出	資	金			
	優	先	出	資	金			

(2) 出資金の状況(当年度末現在)

イ. 普通出資

普通出資1口の金額

円

	×	ζ	3	ن		出	資	者	数	間接構用	戊 員	数	出	資	金	額
団					体							人				千円
個					人											
処	分	未	済	持	分											
	슴	ì	Ī	it i												

(記載上の注意)

普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。

口. 優先出資

優先出資の1口の金額

円

	区	分		出資者数	割	合	出資口数		割	合	発行(価	引受) 額	割	合
政府	及び地	方公共区	団体			%]		%		千円		%
金	融	機	関											
証	券	会	社											
そ (の他	の法	人											
外	国	去人	等											
(うち	個 人)	()	()	()		()	()	()
個	人	その	他											
	合	計			100	. 00			100	. 00			100	. 00

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3)役員の状況

イ.役員数

定款に定める理事数

人 人

定款に定める監事数

		区		分				前	年	度	末			当	年	度	末	
理						事						人						人
(う	ち	非	常	勤)	()	()
監						事												
(う	ち	非	常	勤)	()	()
合						計												
(う	ち	非	常	勤)	()	()

口. 理事及び監事(当年度末現在)

役 名	氏:	名	就	任	任	期	代表·	常勤•	所属団体	担	当	部	門	
-----	----	---	---	---	---	---	-----	-----	------	---	---	---	---	--

出			資		金	千円	千円
	普	通	出	資	金		
	優	先	出	資	金		

(2) 出資金の状況(当年度末現在)

イ・普通出資

普通出資1口の金額

円

	区	分		出	資	者	数	間接構成員数	出	資	金	額
団			体					人				千円
個			人									
処	分 未	済 持	分									
	合	計										

(記載上の注意)

普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。

口.優先出資

優先出資の1口の金額

円

			-	-												
	区	分			出資	者数	割	合	出資	口数	割	合	発行(価	引受) 額	割	合
政府	存及び₺	也方公	共団	体				%				%		千円		%
金	融	機	}	関												
証	券	会	:	社												
そ	の他	. O	法	人												
外	玉	法	人	等												
(うち	個	人)	()	()	()	()	()	()
個	人	そ	の	他												
	合	計					100	. 00			100	. 00			100	. 00

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3)役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数

人

定款に定める監事数

		区		分				前	年	度	末			当	年	度	末	
理						事						人						人
(う	ち	非	常	勤)	()	()
監						事												
(う	ち	非	常	勤)	()	()
合						計												
(う	ち	非	常	勤)	()	()

ロ. 理事及び監事(当年度末現在)

役	名	氏	名	就	任	任	期	代表•	常勤•	所属団体	担	当	部	門

	以止传														
		年月日	満了	非代表	非常勤		又は主な職業	Г							
			満 了 年月日	の別	の別										

76 - 7 46

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任 (解任を含む。) があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

(4)職員の状況

	[<u>×</u>		分			前	年	度	末		当	年	度	末	
_		般		職		員					人					人
そ	の	他	の	従	業	員										
	合 計															
平		均		年		齢		歳			月		歳			月
平	均	勤	糸	売	年	数		年			月		年			月
平	均	給	Ė	-	月	額					千円					千円

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

(5) 事務所の状況

イ. 事務所数

区	分	前	年 度	末	当	年 度	末
			店(う	ち出張所)		店(うちと	出張所)
			()		()
			()		()
			()		()
合	計		()		()
代	理 店						
店舗外現:	金自動設備						

(記載上の注意)

適宜地域別等に区分して記載すること。

口、当年度の事務所の開設・廃止状況

	1 33777 1713424 350-	D 1175				
事 務 所 名	開設・廃止年月日	所	在	地	備	考

(記載上の注意)

- 1. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- 2. 代理店については、欄外に注記すること。
- (6) 重要な子会社等(当年度末現在)

	年月日	満 了 年月日	非代表 の別	非常勤 の別	又は主な職業

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任(解任を含む。)があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

(4)職員の状況

	[×		分			前	年	度	末		当	年	度	末	
_		般		職		員					人					人
そ	の	他	の	従	業	員										
	合			i	計											
平		均		年		齢		歳			月		歳			月
平	均	勤) {	続	年	数		年			月		年			月
平	均	給	ì -	与	月	額					千円					千円

(記載上の注意

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

(5) 事務所の状況

イ.事務所数

区	分	前	年 度 末		当	年 度	末
			店(うち出	强所)		店(うち	出張所)
			()		()
			()		()
			()		()
合	計		()		()
代	里 店						
店舗外現金	金自動設備						

(記載上の注意)

適宜地域別等に区分して記載すること。

口. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止年月日	所	在	地	備	考

(記載上の注意)

- 1. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- 2. 代理店については、欄外に注記すること。

(6) 重要な子会社等(当年度末現在)

					CX	上伎							
会 社 名	所	在	地	主要内	業務 容	設年	立 月 日	資	本	金	当庫議決 権比率	その他	
									百	万円	%		

76 - 7 46

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
- 2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7)預金等総額及び員外預金比率の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億円	億円
員 外 預 金 比 率	%	%

(記載上の注意)

- 1. 預金等総額は、労働金庫法施行令<u>第1条の4</u>第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。
- 2. 員外預金比率は、労働金庫法<u>第32条</u>第4項第1号に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

	会社名	所	在	地	主要内	業務 容	設 年 J	立 月 日	資	本	金	当庫議決 権比率	その他
ſ										百	万円	%	
ſ													

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
- 2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7)預金等総額及び員外預金比率の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億円	億円
員 外 預 金 比 率	%	%

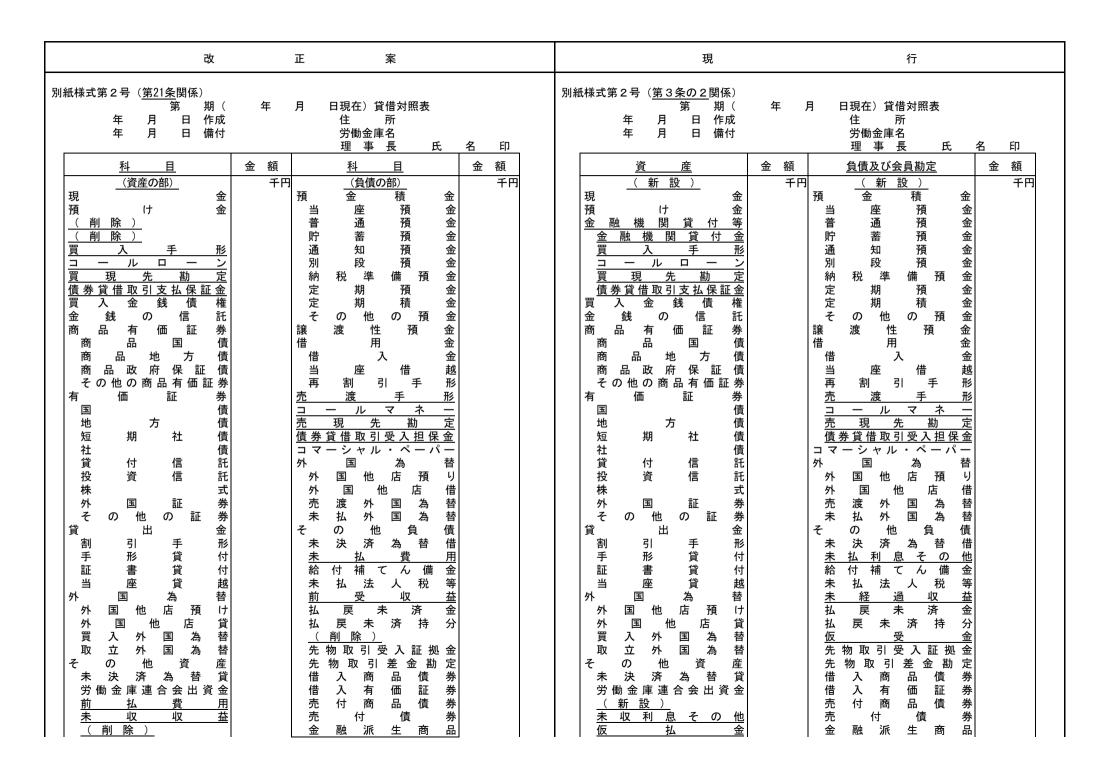
(記載上の注意)

- 1. 預金等総額は、労働金庫法施行令<u>第1条の2</u>第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。
- 2. 員外預金比率は、労働金庫法<u>第34条</u>第4項第1号に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。



先先保金線そ 事事建所保 新 (((())))) 会 経証 引 倒 別 財 有 派 (()))))) 会 経証 引 倒 別 財 有 派 (()))))) 会 経証 引 倒 別 財 有 派 ())))))) 会 経証 引 倒 個 別 財 動 動 動 動 の 資 金 見 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 自 ((())))) 会 経証 引 り)))))) 。 経 延証 引 り)) 。 経 乗 重 連 所 保 別 億 名 り) 。 と 経 で 等 品 失 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 返 金) 。	繰その まで は

(記載上の注章)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提<u>(労働金庫法施行規則第25条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)</u>に 重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の 整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できる だけ詳細に記載すること。)
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑪ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ① その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書 類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びに その合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第104条第1項第5号口による。

- (5) <u>有形固定資産及び無形固定資産</u>の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 労働金庫法施行規則第61条第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。 ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金 積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。 ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) 子会社<u>等</u>(労働金庫法<u>第32条</u>第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の総額
- (11) 特定関係者(労働金庫法第94条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。 以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごと に、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭 債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2以上の項目について一括した金額

(削除)

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(新設)

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する 差額
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- (7) 退職給付引当金の計上方法

(新設)

- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びに その合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第16条の2第1項第5号口による。

- <u>(14)</u> <u>固定資産</u>の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 第6条の19第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (17) 理事及び監事<u>に対する金銭債権総額。</u>ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (18) 理事及び監事<u>に対する金銭債務総額。</u>ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (19) 子会社 (労働金庫法<u>第34条</u>第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。) の株式又は持分の 総額

(新設)

(20) 子会社に対する金銭債権総額

(削除)

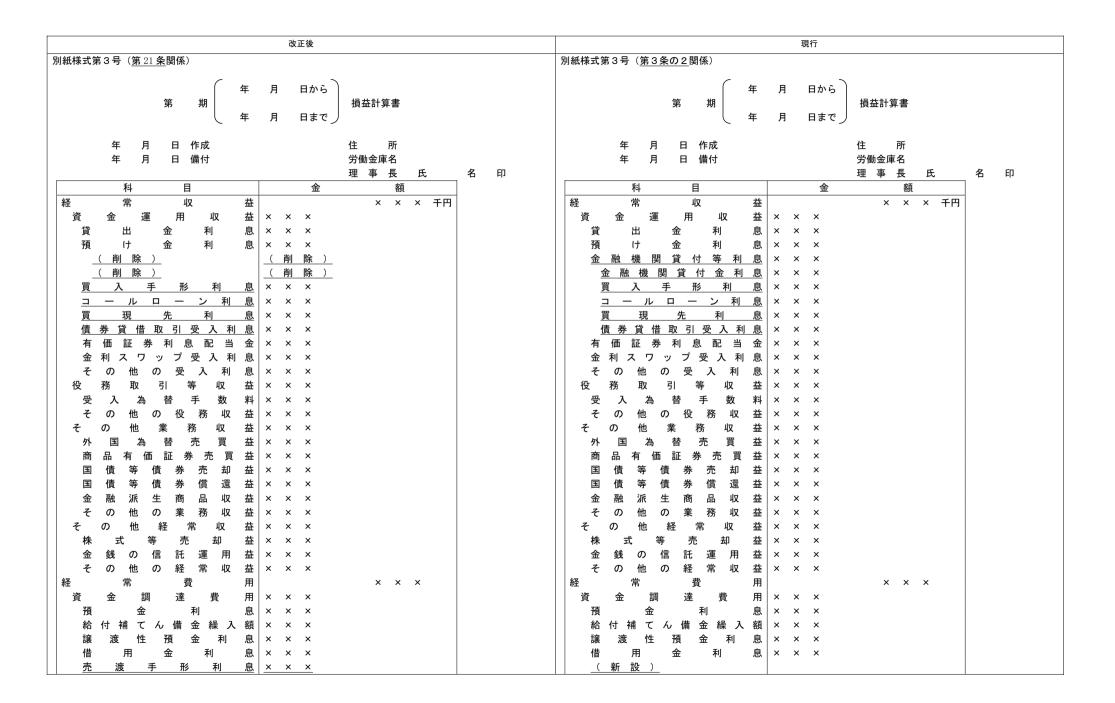
- (12) リース契約により使用する<u>有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い</u> 記載すること。)
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (14) 資産が担保に供されている<u>場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る</u> 債務の金額
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (16) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - ① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
 - ② 評価·換算差額等
- (18) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (19) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名 称、金額を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

- (21) 子会社に対する金銭債務総額
- (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (26) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (27) 貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

<u>(新</u>設)

(新設)

- (28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。



改正後	現行
1-2	
<u>コールマネー利息</u> ×××	<u>(新 設)</u>
<u>売 現 先 利 息</u> <u>× × ×</u>	_(新 設)_
│ │	(新設_)
コマーシャル・ペーパー利息 ×××	コマーシャル・ペーパー利息 ×××
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 × × ×	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 × × ×
- To	そ の 他 の 支 払 利 息 × × ×
支 払 為 替 手 数 料 × × ×	支払為替手数料×××
	その他の役務費用 ×××
そ の 他 業 務 費 用 × × ×	そ の 他 業 務 費 用 ×××
	外国為替売買損 ×××
商品有価証券売買損×××	商品有価証券売買損××××
国債等债券売却損火××	国债等债券売却損××××
国債等債券償還損×××	国債等债券償還損×××
国債等債券償却×××	国債等債券償却×××
	その他の業務費用 ×××
経 費 × × ×	経 費 × × ×
人	人 件 費 ×××
物 件 費 × × ×	物 件 費 × × ×
	税
その他経常費用×××	その他経常費用 ×××
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 × × ×	貸 倒 引 当 金 繰 入 額 × × ×
	貸 出 金 償 却 × × ×
	株式 等 売 却 損 × × ×
金銭の信託運用損×××	金銭の信託運用損××××
	その他資産償却 ×××
退 職 手 当 金 ×××	退 職 手 当 金 ×××
その他の経常費用 ×××	その他の経常費用 ×××
	経常利益(又は経常損失) ×××
	特
││ 固定資産処分益×××	動 産 不 動 産 処 分 益 × × ×
金融先物取引責任準備金取崩額 × × ×	金融先物取引責任準備金取崩額 × × ×
証券取引責任準備金取崩額 × × ×	証券取引責任準備金取崩額××××
その他の特別利益 ×××	その他の特別利益 ×××
特	特
<u>固 定 資 産 処 分 損</u> × × ×	<u>動産不動産処分損</u> ×××
減 損 失 × × ×	減 損 失 x x x
金融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 × × ×	金融先物取引責任準備金繰入額 × × ×
証券取引責任準備金繰入額 × × ×	証券取引責任準備金繰入額 × × ×
その他の特別損失×××	そ の 他 の 特 別 損 失 × × ×
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) × × × ×	税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) ××××
法人税、住民税及び事業税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税
	Δ 八 氘 、 圧

									改正後
法	人		税	等	調	整	:	額	x x x
当	期純	利	益(又は	当 期	純推	美失)	x x x
前		期		繰		越		金	× × ×
•			積	<u> </u>	金	取	崩	額	x x x
当其	胡未処	分剰	余金	(又は	当期未	処理	員失	金)	x x x

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
- 8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
- 9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

法 人 税 等 調 整 額 × × × 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) × × × 前 期 繰 越 金 × × × ・ ・ 積 立 金 取 崩 額 × × × 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金) × × ×

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

現行

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は 経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期練利益又は当期練損失を銭単位まで記載すること。

(新設)

(新設)

8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後 現行 別紙様式第4号(第21条関係) 別紙様式第4号(第3条の2関係) 年 月 日から 年 月 日から 附属明細書 附属明細書 年 月 日まで 丿 年 月 日まで 丿 年 月 日 作成 所 年 月 日 作成 住 年 月 日 備付 年 月 日 備付 労働金庫名 労働金庫名

氏 名 印

理 事 長

1 計算書類に関する事項

(削除)

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位· 百万円)

						<u> (早)</u>	<u>и: нлн)</u>
資産の種類	<u>当期首</u>	<u>当期</u>	<u>当期</u>	<u>当期</u>	期末	減価償却	<u>償却</u>
貝性の性短	<u>残高</u>	増加額	減少額	<u>償却額</u>	帳簿価額	累計額	<u>累計率</u>
有形固定資産							<u>%</u>
<u>建物</u>							
<u>土地</u>							
建設仮勘定							
その他の有形							
固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
<u>ソフトウェア</u>							
<u>のれん</u>							
保証金権利金							
その他の無形							
固定資産							
無形固定資産計							
(=== ±1							

(記載上の注意)

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。

(新 設)

1. 出資金、資本剰余金及び利益剰余金

(単位:百万円)

氏 名 印

理 事 長

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
出 資 金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
利益剰余金			
利益準備金			
特別積立金			_

(記載上の注意)

優先出資を発行している場合には、出資金の次に、出資金の内訳として普通出資金及び優先出資金を追加すること。

2. 土地建物動産

(単位:百万円)

種 類	<u>当期首</u> 残 高	<u>当 期</u> 増加高	<u>当 期</u> 減少高	<u>当 期</u> 償却額	<u> 当期末</u> 残 高	<u>償</u> 却 <u>累計額</u>	<u>償</u> 却 <u>累計率</u>
土 地							<u>%</u>
建物							
動 産							
そ の 他							
<u>合計</u>							

- 1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には、当事業年度の減損損失の金額を「当期減少高」 の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

改正後

- 2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損 損失控除後の金額を記載すること。
- 3. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(削 除)

(2) 引 当 金

(単位:千円)

区分	当期首	当 期	当期派	域少高	当期末	計上理由及び
	残高	増加高	目的使用	その他	残高	算 定 方 法
貸 倒 引 当 金						
うち個別貸倒引当金						
賞 与 引 当 金						
退職給付引当金						
計						

(記載上の注意)

- 1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2. 上記以外の引当金を計上した場合には適宜設欄のうえ記載すること。

(削 除)

(削 除)

3. リース資産(当年度末現在)

資産の種類	資産の内容

現行

(記載上の注意)

<u> 重要でないも</u>のについては一括記載することができる。

<u>4.</u>引 当 金

(単位:千円)

区分	当期首	当 期	当期派	載少高	当期末	計上理由及び
	残 高	増加高	目的使用	その他	残 高	算 定 方 法
貸 倒 引 当 金						
うち個別貸倒引当金						
賞 与 引 当 金						
退職給付引当金						
合 計						

(記載上の注意)

- 1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2. 第3条の2の5に規定する引当金を計上した場合には適宜設欄のうえ記載すること。

5. 子会社に対する出資

(単位:百万円)

								_	(+ E · D/////
		<u>当</u>	期首列	<u> 高</u>	当 期	末残	<u>高</u>	<u>当期増減</u>	当該子会社の
会 社	名	議決	取得	帳 簿	議決	取 得	帳簿	<u>∃粉培//(</u> (△)高	有する当庫の
		<u>権数</u>	<u>原 価</u>	<u>価額</u>	権数	原価	価額	(五) 同	出資口数
								()	ㅁ
								()	므
								()	ㅁ
								()	므
<u>合</u>	<u>計</u>							_()_	<u> </u>

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
- 2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。
- 3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

6. 子会社に対する金銭債権

(単位:百万円)

会	社 名	<u>当期首残高</u>	<u>当期末残高</u>	<u>当期増減(Δ)高</u>

改正後			現行		
		<u>合計</u>			
		(記載上の注意)			
				<u>ヽて記載すること。ただし、</u>	重要でないものについて
		括記載することができる。	<u> </u>		
(削 除)_		7. 子会社に対する金銭債	<u> </u>		
					_(単位:百万
		<u>会 社 名</u>	当期首残高	<u>当期末残高</u>	当期増減 (△) 高
		<u>合計</u>			
		(記載上の注意)			
		労働金庫法第34条第4 括記載することができる。		て記載すること。ただし、重	<u>重要でないものについて</u>
		<u>ланажу осси се о</u> д	<u> </u>		
(削 除)_		8. 子会社との間の取引状	<u> </u>		
					_(単位:百万
		会 社 名	収 益 総 額	費用総額	<u>(単位:百万</u> 摘
		会 社 名	収 益 総 額	費用総額	
		<u>会 社 名</u>	収益総額	費 用 総 額	
		会 社 名	収益総額	費用総額	
			収益総額	費用総額	
		<u>合</u> 計 (記載上の注意)			摘
		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第34条第4	項に規定する子会社につい	<u>費</u> 用 総 額 て記載すること。ただし、』	摘
		<u>合</u> 計 (記載上の注意)	項に規定する子会社につい		摘
<u>(3)</u> 経費		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第34条第4	項に規定する子会社につい		摘
(3) 経 費	(単位:千円)	<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区分金	(単位:千円) 額	<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 人 件		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
人 件 費 報 酬 給 料 手 当		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 金 人 件 費 報 酬 給 料 手 当 退 職 給 付 費 用		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 人 件 費 報酬給料手当 当 退職給付費用 そ の 他		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 人 件 費 報酬 給料 手当 退職 給付費用 その 他 物件 費		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 人 件 費 報酬 給料 手当 退職 給付費用 その他 物件 費 事務 費		<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 人 件 費 報酬 給料 手当 退職 給付費用 その 他 物件 費 事務 費	額	<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘
区 分 人 件 費 報酬 給料 手当 退職 給付費用 その他 物件 費 事務 費 (うち旅費・交通費)	額	<u>合</u> 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4 括記載することができる。	項に規定する子会社につい		摘

動産不動産費

	改正後
(うち土地建物賃借料)	(
(う ち 保 全 管 理 費)	(
事業費	
(うち広告宣伝費)	(
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(
人 事 厚 生 費	
<u>減 価 償 却 費</u>	
無形固定資産償却	
そ の 他	
税 金	
合 計	

監事が監査をするに当たつて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職(当年度末現在)

役 職 名	氏 名	兼職法人名又は 団 体 名	兼職先での役職名	摘要

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。
- 2. 兼職する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。
- (2) 役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況(当年度末現在)
- ① 役員等との間の取引状況

(単位:百万円)

役 職 名	氏 名	貸出金	当 期 増 減 (ム) 高	債務の保証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫との間の取引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

(新 設)

(新 設)

9. 役員等の兼職(当年度末現在)

役 職 名	氏	名	兼職法人名又は 団 体 名	兼職先での役職名	摘	要

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第36条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。
- 2. 兼職する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。
- 10. 役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況(当年度末現在)
- _(1) 役員等との間の取引状況

(単位:百万円)

役 職 名	氏 名	貸出金	当 期 増 減 (債務の保証 又 は 裏 書	当期増減 (△)高

- 1. 労働金庫法第36条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫との間の取引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

② 役員等の兼職先との間の取引状況

(単位:百万円)

兼職先等名	貸出金	当 期 増 減 (債務の保証 又 は 裏 書	当期増減 (△)高

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職と労働金庫との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式の総数の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と労働金庫との間の取引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

(3) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区	分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理	事		
監	事		
合	計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(3) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

1. (3) ^

現行

(2) 役員等の兼職先との間の取引状況

(単位:百万円)

兼職先等名	貸出金	当 期 増 減 (債務の保証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法<u>第36条</u>第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職と労働金庫との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式の総数の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と労働金庫との間の取引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

11. 役員に対する報酬

(単位:千円)

区	分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理	事		
監	事		
合	計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

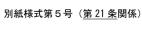
(新 設)

12. 経費

(単位・千円)

	区		分		金	額
人		件	1	費		
報	西州	給 料	手 🗎	当		
退	職	給 付	費	Ħ		
そ		の	1	也		
物		件	Ī	費		
事		務	j	費		
(うち旅	費・交	き通費)		()
(うち	通信	費)		()
(うち事	務機械:	賃借料)		()
(うち	事務委	託 費)		()
動	産	不 動	產	費		
(うち土	地建物:	賃借料)		()
(うちん	保 全 管	理費)		()

改正後	現行
	事業費 (うち広告宣伝費) (うち交際費・寄贈費・諸会費) 人事厚生費
	動産不動産償却 その他 税金 合計
(削 除)	(記載上の注意) 監事が監査をするに当たつて、参考となるように記載すること。 13. 会計方針の変更理由 (記載上の注意) 貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。
	14. その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。



第 期 年 月 日から 業務報告書 年 月 日まで

改正後

 年
 月
 日
 作成

 年
 月
 日
 備付

住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫連合会が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの 事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

	区	分		年度	年度	年度	年度
預			金	百万円	百万円	百万円	百万円
	会		員				
	会	員	外				
貸		出	金				
	会		員				
	会	員	外				
有	価	証	券				
	国		債				
	そ	の	他				
総		資	産				
内	国 為	替取:	扱高				
外	国 為	替取:	扱高	チト ル	千ドル	千ドル	チドル
(常利益 経常損	失)	百万円	百万円	百万円	百万円
	当期	純利益 期純損	:				

(記載上の注意)

- 1. 預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
- 2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- (3) 決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実
- 2. 当会の現況
- (1) 出資金の推移

|--|

別紙様式第5号(第3条の2関係)

 第 期
 年 月 日から

 第 月 日まで
 業務報告書

現行

 年
 月
 日
 作成

 年
 月
 日
 備付

労働金庫連合会名 理事長 氏名印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫連合会が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの 事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

`-		A 150 150					
	区	分		年度	年度	年度	年度
預			金	百万円	百万円	百万円	百万円
	会		員				
	会	員	外				
貸		出	金				
	会		員				
	会	員	外				
有	価	証	券				
	国		債				
	そ	の	他				
総		資	産				
内	国 為	替取:	扱高				
外	国 為	替取:	扱高	千ドル	千ドル	千ドル	干ドル
		常利益		百万円	百万円	百万円	百万円
		経常損失		П/31.1	П/71.1	H/31.1	ПУЛІ
		用純利益					
		当期純損	(失)				

- 1. 預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
- 2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- (3)決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実
- 2. 当会の現況
- (1) 出資金の推移

区分	前年度末	当 年 度 末
_ ,,	133 122 111	

						以正佞		
出			資		金	百万円	百万円	
	普	通	出	資	金			
	優	先	出	資	金			

76 - 7 46

(2) 出資金の状況(当年度末現在)

イ. 普通出資

普通出資1口の金額

円

	区	分		出	資	者	数	出	資	金	額	処 分 未 済 持 分
労	働	金	庫								百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。

口. 優先出資

優先出資の1口の金額

円

区	分		出資者数	割合	出	資口数	割	合	発行(引受) 価額	割	合
政府及び地	也方公共区	団体		9/	5			%	百万円		%
金 融	機	関									
証 券	会	社									
その他	の法	人									
外 国	法人	等									
(うち	個 人)	()	()	()	()	()	()
個 人	その	他									
合	計			100.00			100	. 00		100	. 00

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3)役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数

人

定款に定める監事数

		区		分				前	年	度	末			当	年	度	末	
理						事						人						人
(う	ち	非	常	勤)	()	()
監						事												
(う	ち	非	常	勤)	()	()
合						計												
(う	ち	非	常	勤)	()	()

ロ. 理事及び監事(当年度末現在)

役名	氏	名	就 任年月日	任 期 満 了 年月日	代表・ 非代表 の別	常勤・ 非常勤 の別	所属団体	担当部門又は主な職業

出			資		金	百万円	百万円
	普	通	出	資	金		
	優	先	出	資	金		

(2) 出資金の状況(当年度末現在)

イ・普通出資

普通出資1口の金額

円

		区	分		出	資	者	数	出	資	金	額	処 分 未 済 持 分
Ė	并	働	金	庫								百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。

口.優先出資

優先出資の1口の金額

円

区	分		出資者数	割	合	出資口数	割	合	発行(引受) 価額	割	合
政府及び	地方公共国	団体			%			%	百万円		%
金 融	機	関									
証 券	会	社									
その他	也の 法	人									
外 国	法 人	等									
(うち	6 個 人)	()	()	()	()	()	()
個 人	その	他									
合	計			100	. 00		100	0. 00		100	. 00

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3)役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数

人

定款に定める監事数

		区		分				前	年	度	末			当	年	度	末	
理						事						人						人
(う	ち	非	常	勤)	()	()
監						事												
(う	ち	非	常	勤)	()	()
合						計												
(う	ち	非	常	勤)	()	()

口. 理事及び監事(当年度末現在)

役名	氏 名	就 任年月日	任 期 満 了 年月日	代表・ 非代表 の別	常勤・ 非常勤 の別	所属団体	担 当 部 門 又は主な職業

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任(解任を含む。)があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

(4)職員の状況

	I	×		分			前	年	度	末		当	年	度	末	
_		般		職		員					人					人
そ	の	他	の	従	業	員										
	合			i	計											
平		均		年		齢		歳			月		歳			月
平	均	勤	弁	· 売	年	数		年			月		年			月
平	均	給	<u> 1</u>	-	月	額					千円					千円

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区	分	前 :	年 度 末	Ę	当	年 度	末
			店(うち出	出張所)		店(うちと	出張所)
			()		()
			()		()
			()		()
合	計		()		()

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫代理業者の営む事務所を除いて記載すること。
- 2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- 口、当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止年月日	所	在	地	備	考

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫代理業者の営む事務所を除いて記載すること。
- 2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ハ 労働金庫代理業者数の推移

前年度末	当年度末

二. 当年度新規労働金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

2012										

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任 (解任を含む。) があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

(4)職員の状況

		区		分			前	年	度	末		当	年	度	末	
_		般		職		員					人					人
そ	の	他	の	従	業	員										
	合			i	計											
平		均		年		齢		歳			月		歳			月
平	均	勤) á	売	年	数		年			月		年			月
平	均	給	ì -	<u></u>	月	額					千円					千円

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区	分	前	年 度 末		当	年 度	末	
			店(うち出	張所)	店(うち出張所)			
			()		()	
			()		()	
			()		()	
合	計		()		()	

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫代理業者の営む事務所を除いて記載すること。
- 2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- ロ 当年度の事務所の開設・廃止状況

	T T K T T K T T T T T T T T T T T T T T											
事	務	所	名	開設・廃止年月日	所	在	地	備	考			

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫代理業者の営む事務所を除いて記載すること。
- 2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

ハ 労働金庫代理業者数の推移

前年度末	当年度末

二. 当年度新規労働金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務		

		現行					
当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者 ホ. 労働金庫代理業者の営む事務所数の推移	⁻ ること。	当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者について記載すること。 ホ. 労働金庫代理業者の営む事務所数の推移					
前年月				前年度末	当年度末		

	前年度末	当年度末								
合 計										

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の労働金庫代理業務者の営む事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止 年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等(当年度末現在)

会社名	所	在	地	主要業績内	務 容	設 立年月日	資	本 金	当庫議決 権比率	その他
								百万円	%	

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
- 2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

	前年度末	当年度末		
合 計				

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ、当年度の労働金庫代理業務者の営む事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止 年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等(当年度末現在)

会社名	所	在	地	主要内	業務 容	設 年 月	立 日	資	本 金	当庫議決 権比率	その他
									百万円	%	

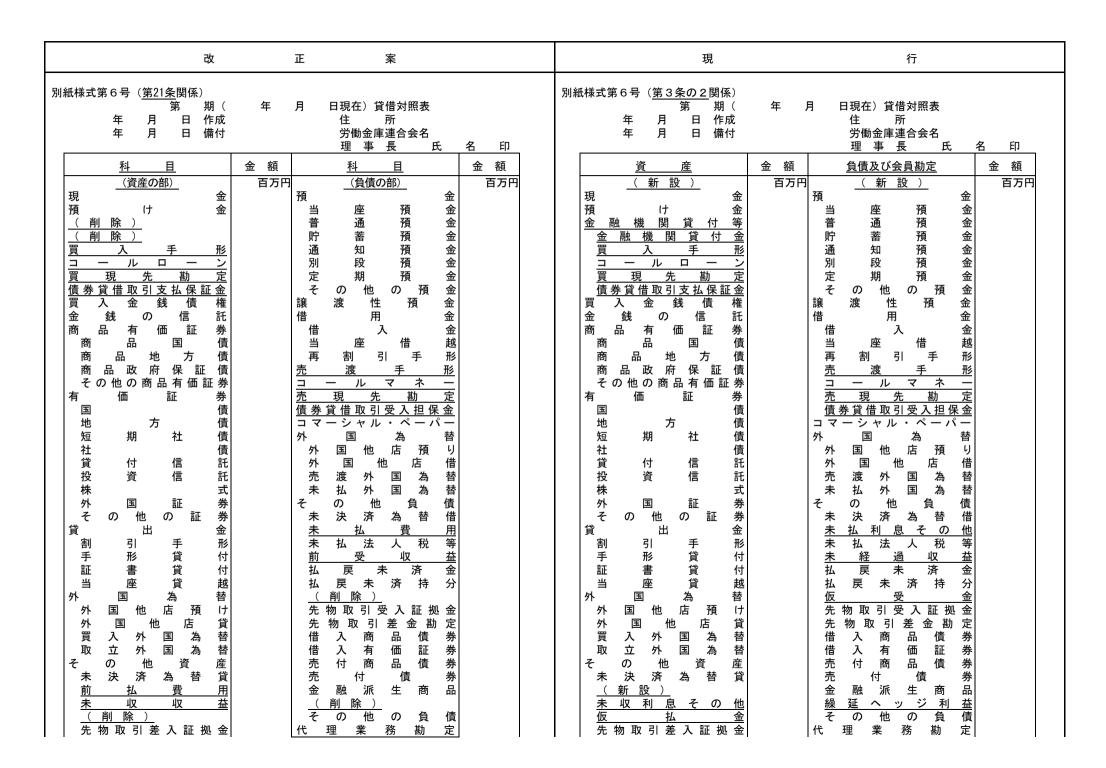
(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
- 2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。



改		Œ	案		
生生生子(ソの保子 評) (うちに	Δ (Δ)	役退特 繰再負債負 出 優資 利 処自自会そ繰土 評純 員職別融券延価 債 当 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工 工 上 工 工 上 工	文 の 産資 出申剰 資剰 準利 ・ 処期除除 資 野ッ・ う引責 金 の のの の の の の の の の の の の の の の の の の	金債債の 証計 金 金 金 金 金 金 金 金 金)金 分資金 計金 益 金 (△ △)
<u>資産の部合計</u>		負債及び純	資産の部合計		

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提<u>(労働金庫法施行規則第25条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)</u>に 重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

坎		11
大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Δ (Δ)	賞(退特・金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金
		<u>処分未済持分</u> 自己優先出資△
<u>合計</u>		<u> </u>
	1	

行

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

現

③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

改 正 案

- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する を る差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の 整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できる だけ詳細に記載すること。)
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑪ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ① その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びに その合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

- (5) <u>有形固定資産及び無形固定資産</u>の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 労働金庫法施行規則第61条第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。 ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金 積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。 ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) 子会社<u>等</u>(労働金庫法<u>第32条</u>第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分 の総額
- (11) 特定関係者(労働金庫法第94条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。 以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権または金銭債務が属する項目ごと に、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭 債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2以上の項目について一括した金額

(削除)

- (削除)
- (12) リース契約により使用する<u>有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い</u> 記載すること。)
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (14) 資産が担保に供されている<u>場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る</u> 債務の金額
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定

現

④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(新設)

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する 差額

行

- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- (7) 退職給付引当金の計上方法

(新設)

- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その 変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びに その合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第16条の2第1項第5号口による。

- (14) <u>固定資産</u>の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 第6条の19第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (17) 理事及び監事<u>に対する金銭債権総額。</u>ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (18) 理事及び監事<u>に対する金銭債務総額。</u>ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (19) 子会社(労働金庫法<u>第34条</u>第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の 総額

(新設)

- (20) 子会社に対する金銭債権総額
- (21) 子会社に対する金銭債務総額
- (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定

改 正 案

する有価証券に関する事項

- (16) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - (1) 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
 - ② 評価・換算差額等
- (18) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (19) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名 称、金額を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

する有価証券に関する事項

現

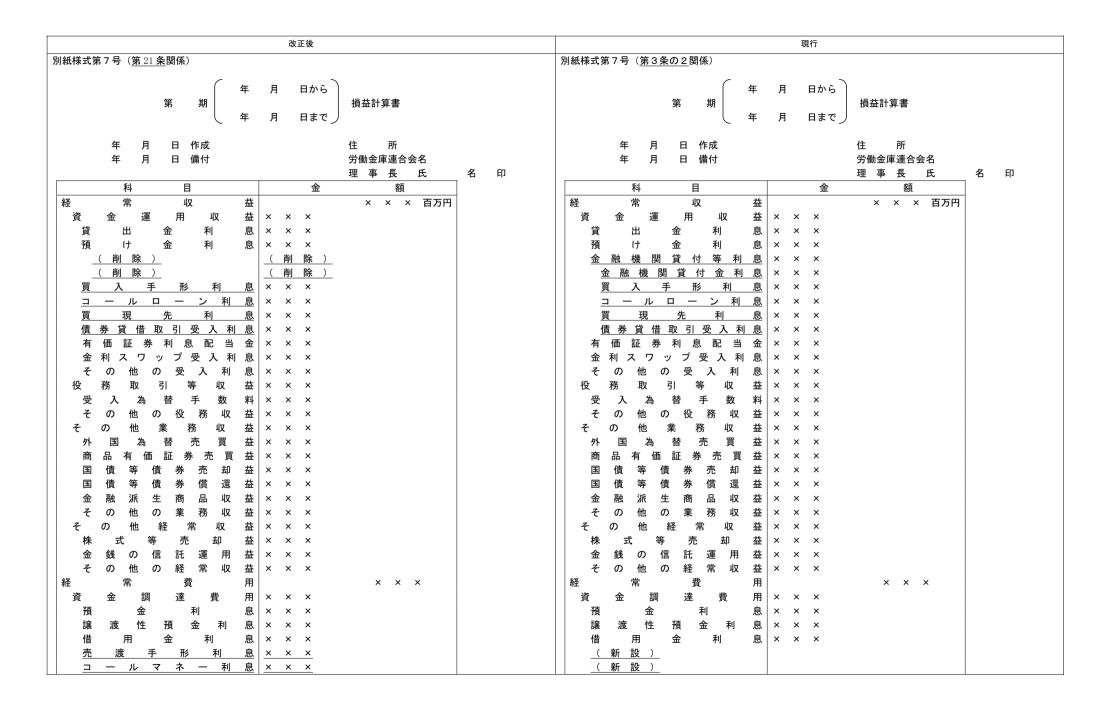
- (26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (27) 貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

行

<u>(新設)</u> (新設)

(28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。



改正後	現行
	(新設)
债券貸借取引支払利息 ××××	
コマーシャル・ペーパー利息 × × ×	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 × × ×	金利スワップ支払利息 ×××
その他の支払利息×××	
日 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
支払為替手数料×××	
その他の役務費用×××	
その他業務費用×××	その他業務費用×××
外国為替売買損××××	外国為替売買損×××
商品有価証券売買損××××	
国債等债券売却損×××	国债等债券売却損×××
国債等債券償還損×××	国债等债券偿還損×××
国債等債券償却×××	
金融派生商品費用×××	金融派生商品費用×××
その他の業務費用×××	- To Man
物 件 費 x × x	
税	
その他経常費用×××	Company of the co
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 × × ×	
株式 等 売 却 損 × × ×	
株式 等 償 却 × × ×	株 式 等 償 却 × × ×
金銭の信託運用損×××	金 銭 の 信 託 運 用 損 × × ×
その他資産償却×××	その他資産償却×××
退 職 手 当 金 × × ×	l
その他の経常費用×××	そ の 他 の 経 常 費 用 × × ×
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) × × ×	経常利益(又は経常損失) × × ×
特 別	特 別 利 益 × × ×
□ 定 資 産 処 分 益 × × ×	動 産 不 動 産 処 分 益 × × ×
賞 却 債 権 取 立 益 × × ×	償 却 債 権 取 立 益 × × ×
金融 先物取引責任準備金取崩額 × × ×	
証券取引責任準備金取崩額 × × ×	証券取引責任準備金取崩額×××
その他の特別利益 ×××	そ の 他 の 特 別 利 益 × × ×
特 別 損 失 × × × ×	特 別
固定資産処分損×××	<u>動 産 不 動 産 処 分 損</u> × × ×
減 損 失 × × ×	減 損 失 × × ×
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 × × ×	金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 × × ×
証券取引責任準備金繰入額 × × ×	証券取引責任準備金繰入額×××
その他の特別損失×××	その他の特別損失×××
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) × × ×	税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) × × ×
法人税、住民税及び事業税 ×××	法人税、住民税及び事業税 ×××
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額

															以止	伐					
	当	期	純	利	益	(又	は	当	期	純	損	失)				×	×	×	
	前			期				喿			越			金				×	×	×	
İ	٠					積	1		金		取	崩	Á	額				×	×	×	
İ	当	期末	₹処	分秉	訓余	金	(2	には	当其	胩	処玒	里損	失:	金)				×	×	×	

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は 経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
- 8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
- 9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

当期純利益(又は当期純損失) × × × 前期繰越金 × × × ・・・積立金取崩額 × × × 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金) × × ×

(記載上の注意)

1. 労働金庫法第34条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。

現行

- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。

(新設)

(新設)

8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後 現行 別紙様式第8号(第21条関係) 別紙様式第8号(第3条の2関係) 年 月 日から 年 月 日から 附属明細書 年 月 日まで / 年 月 日まで / 年 月 日 作成 所 年 月 日 作成

理 事 長 氏 名 印

労働金庫連合会名

1 計算書類に関する事項

年 月 日 備付

(削除)

※ 労金は労働金庫法第41条で剰余金処分計算書の表現が残されており、「株主持分変更計算書」 の適用はないため、改正後も残す事も考えられるが、銀行版・信金版と平仄をあわせ削除と した。

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位·百万円)

						_ \ — -	<u>4. D/JI]/</u>
資産の種類	当期首	当期	当期	当期	期末	減価償却	<u>償却</u>
貝性の性規	<u>残高</u>	<u>増加額</u>	減少額	<u>償却額</u>	帳簿価額	累計額	累計率
有形固定資産							<u>%</u>
<u>建物</u>							
<u>土地</u>							
建設仮勘定							
その他の有形							
固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
<u>ソフトウェア</u>							
<u>のれん</u>							
<u>保証金権利金</u>							
その他の無形							
<u>固定資産</u>							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

附属明細書

年 月 日 備付

労働金庫連合会名

理事長 氏名印

(新設)

1. 出資金、資本剰余金及び利益剰余金

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	<u>当期増減(△)高</u>
出 資 金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
利益剰余金			
利益準備金			
特別積立金			

(記載上の注意)

優先出資を発行している場合には、出資金の次に、出資金の内訳として普通出資金及び優先出資金を追加す ること。

2. 土地建物動産

(単位:百万円)

						_ (—)	7 · 11/2/11/
種 類	<u>当期首</u> 残 高	<u>当 期</u> 増加高	<u>当</u> 期 減少高	<u>当 期</u> 償却額	<u>当期末</u> 残 高	<u>償</u> 却 累計額	<u>償</u> 却 累計率
<u>土 地</u>							<u>%</u>
<u>建 物</u>							
<u>動 産</u>							
<u>その他</u>							
<u>合 計</u>							

- 1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には、当事業年度の減損損失の金額を「当期減少高」 の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

改正後

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失的金額を記載すること。
3. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。
3. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

現行
※ 改正後様式中、「償却累計率(%)」欄が引き続き残るようであれば、(記載上の注意)の「2.」を「3.」として手当てしていただけると、実務面で対応しやすいのではないかと考えます。

(削 除)

3. リース資産(当年度末現在)

資産の種類	<u> </u>	資 産	の	内	容

(記載上の注意)

重要でないものについては一括記載することができる。

4. 引 当 金

(単位:百万円) 当期首 当 期 当期減少高 当期末 計上理由及び 区 分 残 高 増加高 目的使用 そ の 他 残 高 算定方法 貸倒引当金 うち個別貸倒引当金 賞 与 引 当 金 退職給付引当金 合 計

(記載上の注意)

- 1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2. 労働金庫法施行規則第3条の2の5に規定する引当金を計上した場合には適宜設欄のうえ記載すること。
- 5. 子会社に対する出資

(単位:百万円)

							_	<u>(単位:日万円)</u>
	当 :	期首列	<u>も高</u>	当 期	末残	<u>高</u>	<u>当期増減</u>	当該子会社の
会 社 名	議決	取 得	<u>帳 簿</u>	議決	取 得	帳簿	<u>⊐粉垣城</u> (△)高	有する当会の
	<u>権数</u>	原価	<u>価額</u>	権数	原価	価額	(五) 同	出資口数
							()	旦
							()	旦
							()	旦
							()	旦
<u>合 計</u>							_()_	<u></u>

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
- 2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。
- 3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

除) 6. 子会社に対する金銭債権

(単位:百万円)

会	社	名	<u>当 其</u>	月首	残	高	当	期	残 高	当期増減 (Δ)	高

(2) 引 当 金

(単位:百万円)

						(TE: H7313)
区分	当期首	当 期	当期源	載少高	当期末	計上理由及び
	残高	増加高	目的使用	その他	残高	算 定 方 法
貸倒引当金						
うち個別貸倒引当金						
賞 与 引 当 金						
退職給付引当金						
合 計						

(記載上の注意)

- 1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2. 上記以外の引当金を計上した場合には適宜設欄のうえ記載すること。

(削 除)

(削 除)

改正後	現行
_(削 除)	合 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34 条第 4項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。 7. 子会社に対する金銭債務 (単位:百万円) 会 社 名 当 期 首 残 高 当 期 末 残 高 当期増減 (△)高
(削 除)	合 計 (記載上の注意) 労働金庫法第 34条第4項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。 8. 子会社との間の取引状況 (単位:百万円) 会 社 名 収 益 総 額 費 用 総 額 摘 要 (記載上の注意) 労働金庫法第 34条第4項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
(3) 経費 区分金額 人件費 報酬給料手当 退職給付費用 その他 物件費 事務費 (うち旅費・交通費)() (うち事務機械賃借料)() (うち事務機械賃借料)() (うち事務委託費)()	12. より

					改止後
動	産	不 動	産	費	
(うち土	地建物	賃 借	料)	(
(うち	保 全 管	理 建)	(
事		業		費	
(うち	広告 宣	1 伝 1	貴)	(
(うち交際領	費・寄贈	豊・諸会	費)	(
人	事	厚	生	費	
<u>減</u>	価	償	却	費	
無	形 固	定資	産(賞 却	
そ	•	の		他	
税				金	
	合		計		
(記載	上の注音)				

監事が監査をするに当たつて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等(当年度末現在)

役職	名	氏	名	兼職法人名又は 団 体 名	兼職等先での役職名	摘	要

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。
- 2. 兼職等する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。
- (2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況(当年度末現在)
- ① 役員等との間の取引状況

(単位:百万円)

役 職 名	氏 名	貸出金	当 期 増 減 (債務の保証 又 は 裏 書	当期増減 (△)高

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫連合会との間の取 引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を

(新 設)

(新 設)

9. 役員等の兼職(当年度末現在)

役	職	名	氏	名	兼職法人名又は 団 体 名	兼職先での役職名	摘	要

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第36条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先について記載すること。
- 2. 兼職する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。
- 10. 役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況(当年度末現在)
- (1) 役員等との間の取引状況

(単位:百万円)

役 職 名	氏 名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又 は 裏 書	当期増減 (△)高

- 1. 労働金庫法第36条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫連合会との間の取 引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を 超えないものに限る。)を除いて記載すること。

改正後

超えないものに限る。)を除いて記載すること。

② 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位·百万円)

兼職等先名	貸出金	当 期 増 減 (ム) 高	債務の保証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (ム) 高

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職等先と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。
- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

(3) 役員に対する報酬

(単位:千円)

	区	分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
	理	事		
	監	事		
Г	合	計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

1. (3) ~

(2) 役員等の兼職先との間の取引状況

(単位:百万円)

兼職先等名	貸出金	当 期 増 減 (債務の保証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (Δ) 高

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法<u>第36条</u>第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。
- 2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

11. 役員に対する報酬

(単位:千円)

区	分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理	事		
監	事		
合	計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

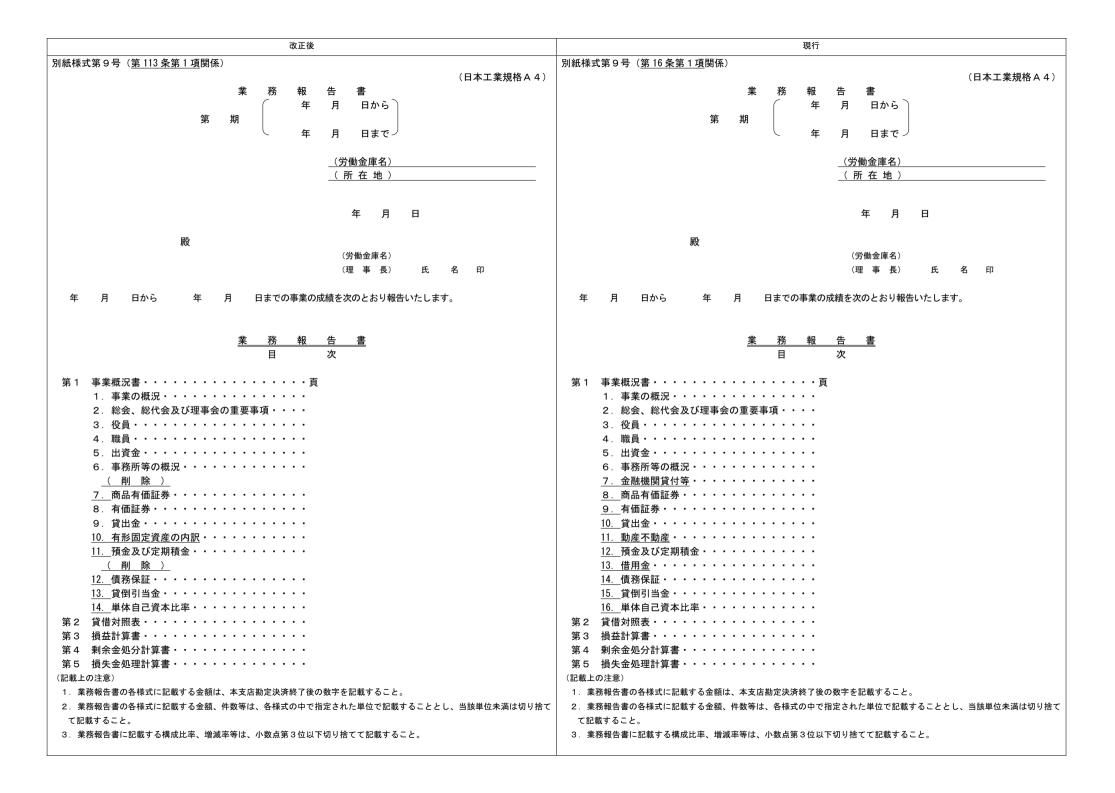
(新 設)

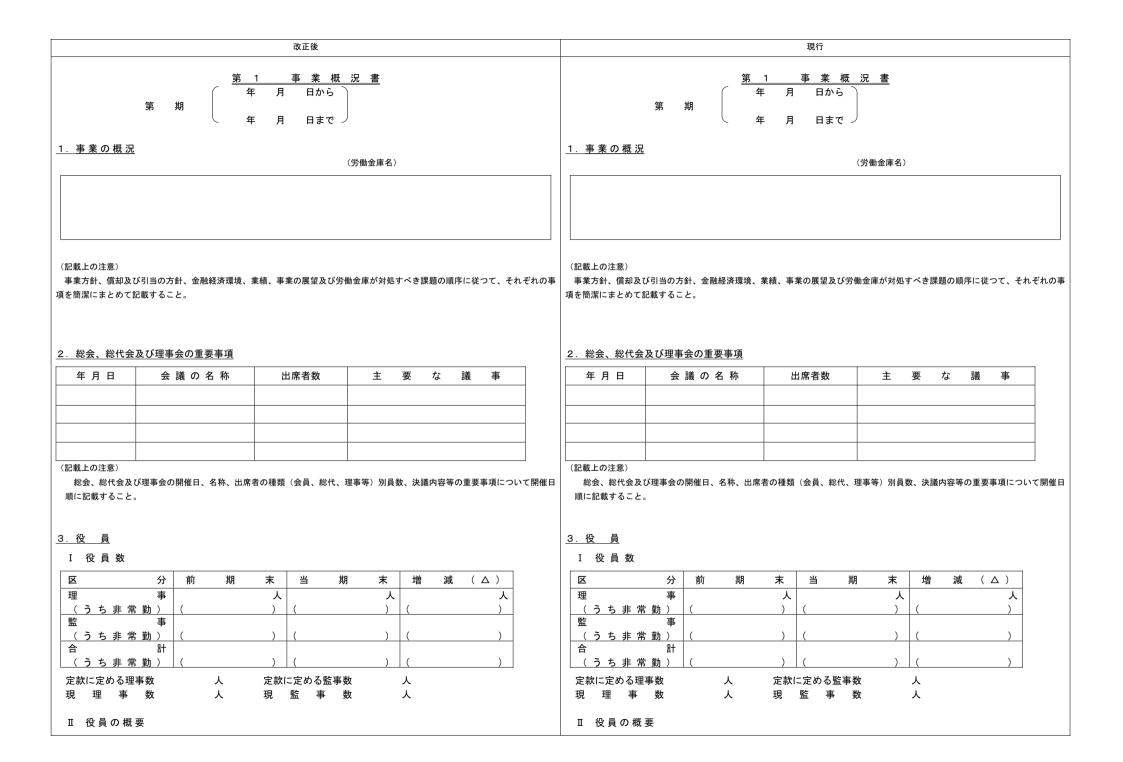
12. 経費

(単位:千円)

					<u>(単位:十円)</u>
	区	分		金	額
人	件		費		
報	酬給	料	手 当		
退	職給	付 引	声		
そ	0	D	他		
物	件		費		
事	矛	务	費		
(うち旅費	• 交 通	費)	()
(うちょ	通 信	費)	()
(うち事務機	機械 賃 信	当料)	()
(うち事系	务 委 託	費)	()
動	産 不	動	費		
(うち土地頭	建物 賃 倍	当料)	()
(うち保全	全管理	費)	()

改正後	現行
	事業費
	(う ち 広 告 宣 伝 費) ()
	(うち交際費・寄贈費・諸会費) ()
	人事厚生費
	動 産 不 動 産 償 却
	その他
	合 計
	(記載上の注意) 監事が監査をするに当たつて、参考となるように記載すること。
	13. 会計方針の変更理由 (記載上の注意) (記載上の注意)
_ <u>(削 除)</u> _	貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。
	14. その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。





					改	正後					
役 名	氏	名	就 任 年月日	任期満了 年月日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	所属団体	担 主	当 部 な	門 又 職	は 業

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任(解任を含む。)があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

4. 職 員

区	分	前,	期末	当	期末	当期中平均	均	当 期 末 平 均	. 現 在 年 齢
一 般 職	員		人		人		人	歳	月
その他の従	業員								
合	計								

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

5. 出 資 金

I 出資金の推移

	区			分		前	年	度	末	当	年	度	末
出			資		金				千円				千円
	普	通	出	資	金								
	優	先	出	資	金								

Ⅱ 普通出資(当期末現在)

普通出資1口の金額

円

		1						I
区	分	出資者数	間接構成員数	出	資	金 額	Į	一会員当たり金額
団	体		Д			F	7	円
民 間 労	働 組 合							
	の労働組合							
消費生活	協同組合							
民間以外の 及び公務 消費生活	の労働組合							

現行

İ	役 名	氏	名	就 任 年月日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	所属団体	担当主な	部門又職	スは 業

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任(解任を含む。)があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

4. 職 員

区	分	前	期末	当	期末	当 期	中平均	当期 z 平 均	k 現 在 年 齢
一 般	職員		人		J		人	歳	月
その他の	の従業員								
合	計								

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

5. 出 資 金

I 出資金の推移

	区			分		前	年	度	末	当	年	度	末
出			資		金				千円				千円
	普	通	出	資	金								
	優	先	出	資	金								

Ⅱ 普通出資(当期末現在)

普通出資1口の金額

円

区	分	出資者数	間接構成員数	出	資 金	額	一会員当たり金額
可	体		Д			円	円
民 間 労	動 組 合						
民間以外の 及び公務 [
消費生活物	協同組合						

							改正後	
	そ	の	他	の	団	体		
個						人		
処	5	}	未	済	持	分		
		合		į	Ħ			

- 1. 普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「間接構成員数」欄には、実人員を記載し、連合団体等で同一の個人が重複する場合には、これを除くこと。
- 3. 処分未済持分は、労働金庫法第21条第1項ただし書の規定に基づき取得した持分を記載すること。

Ⅲ 優先出資(当期末現在)

優先出資の1口の金額

円

	区	分		出資者数	割	合	出資口数	割	合	発行 価	(引受) 額	割	合
政府	F及び地	方公共区	掛体			%			%		千円		%
金	融	機	関										
証	券	会	社										
そ	の他	の法	人										
外	国法	5 人	等										
(うち	個 人)	()	()	()	()	()	()
個	人 そ	· 0	他										
	合	計			100	0. 00		100	0. 00			10	0. 00

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

6. 事務所等の概況

当期末現在

I 事務所等

名	称	開設・廃止年月日	所	在	地	不動産の状況

/=n	##	La	***
(ar.	重火	エの	注意)

その他	の団体		
個	人		
処 分 未	済 持 分		
合	計		

現行

(記載上の注意)

- 1. 普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「間接構成員数」欄には、実人員を記載し、連合団体等で同一の個人が重複する場合には、これを除くこと。
- 3. 処分未済持分は、労働金庫法第21条第1項ただし書の規定に基づき取得した持分を記載すること。

Ⅲ 優先出資(当期末現在)

優先出資の1口の金額

円

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 価額	割合
政府及び地方公共団体		%		%	千円	%
金 融 機 関						
証 券 会 社						
その他の法人						
外 国 法 人 等						
(うち個人)	()	()	()	()	()	()
個人その他						
合 計		100.00		100.00		100.00

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

6. 事務所等の概況

当期末現在

I 事務所等

名	称	開設・廃止年月日	所	在	地	不動産の状況

- 現行
- 1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。 2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。
- 3. 代理店及び店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。
- 3. 代理店及び店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。 3. イ

Ⅱ 事務所の概況

名	称	常勤役 職員数	管内の団 体会員数	間接構 成員数	預金残高	貸出金残高	備	考
		人	団体	人	千円	千円		

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

2.「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。

(記載上の注意)

- 1.「常勤役職員数」欄には、常勤の守衛、運転手等の従業員を含めて記載すること。
- 2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況を記載し、備 考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

(削除)

Ⅱ 事務所の概況

名 和	派	常勤役 職員数	管内の団 体会員数	間接構 成員数	預金残高	貸出金残高	備	考
		人	団体	人	千円	千円		

(記載上の注意)

- 1.「常勤役職員数」欄には、常勤の守衛、運転手等の従業員を含めて記載すること。
- 2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況を記載し、備 考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

7. 金融機関貸付等

当期末残高内訳

取引先	利率	金額	1	1	保	
4X 51 7C	1 年	並(供	種類	数量	価	額
	%	千円				千円
合 計						

(記載上の注意)

- 1. 金融機関貸付金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金の順序に区分して記載し、各科目ごとに小計を付すこと。
- 2. 「取引先」欄には、労働金庫連合会、銀行、短資会社の順に記載し、同一取引先であつても利率が異なるものについては、行を改めて記載すること。

7. 商品有価証券

	種	類		額	面	金	額	取	得	原	価	当	期	末	残 高	当	期末手	元現在	高
商	品	国	債				千円				千円				千円			千	円
	長期	利付	国債																

8. 商品有価証券

	種	類		額	面	金	額	取	得	原	価	当其	月末	残 高	当期末手元現在高
商	品	围	債				千円				千円			千円	千円
	長期	利付国	員債												

	改正後		
中期利付国債			
割引国債			
政府短期証券			
その他			
商品地方債			
商品政府保証債			
その他の商品有価証券			
合 計			

8. 有価証券

種類	額面金額	当 期 末 残 高	当期末手元現在高
国債	千円	千円	千円
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株式	()		
外 国 証 券			
(うち円貨建)	()	()	()
貸 付 信 託			
投 資 信 託			
その他の証券			
合 計			

(記載上の注意)

- 1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
- 2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。

	現行		
中期利付国債			
割引国債			
政府短期証券			
そ の 他			
商品地方債			
商品政府保証債			
その他の商品有価証券			
合 計			

9. 有価証券

			-									
	種	類			額面	金金	頂	当	期末	残 高	当期末	手元現在高
国			債				千円			千円		千円
地	:	方	債									
短	期	社	債									
社			債									
(社	債のうち	政府保証	E債)	()	()	()
	公 社	公 団	債									
	金	融	債									
	事	業	債									
株			式	()							
外	国	証	券									
(うちし	円貨建	<u>t</u>)	()	()	()
貸	付	信	託									
投	資	信	託									
そ	の他	の証	券									
	合	計										

- 1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
- 2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。

改正後

現行

- 3.「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。
- 3.「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し 入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9. 貸出金

当期末残高内訳

I 種類別口数

区	分	割引手形	手 形 貸 付	証書貸付	当座貸越	合	計
	数			П			П
1口当7	たり金額	円	円	円	円		円

(記載上の注意)

口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については件数、当座貸越については口座数を記載すること。

Ⅱ 貸出先別

区 分	先 娄	数 :	金額	一先当たり金額
民 間 労 働 組 合		先	千円	円
民間以外の労働組合及び公務員の団体				
消費生活協同組合及び同連合会				
その他の団体				
(うち日本勤労者住宅協会)	() ()	()
《 間 接 構 成 員 》	«	» «	>	« »
上記各団体に所属しない個人会員				
(会員等計)	() ()	()
預 金 積 金 担 保 貸 出				
小 口 員 外 貸 出				
間接構成員等であつた者				
地 方 公 共 団 体				
独立行政法人雇用・能力開発機構等				
地 方 公 社 等				
金 融 機 関				
(会員外計)	() ()	()
合 計				

(記載上の注意)

- 1. 間接構成員(個人会員となつているものを含む。)に対する貸出金は、当該会員団体に対する貸出金に含めて記載すること。 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員(個人会員となっているものを含む。)に対する貸出金を記載すること。
- 3. 預金積金担保貸出(以下「預担貸出」という。)は、労働金庫法施行令(以下「令」という。)第3条第1号に該当するものを記載すること。なお、預担貸出であつても、地方公共団体、独立行政法人雇用・能力開発機構等、地方公社等及び金融機関に該当するときは、それぞれの区分に記載すること。

10. 貸出金

当期末残高内訳

I 種類別口数

区	分	割引手形	手 形 貸 付	証書貸付	当座貸越	合	計
	数						
1口当7	たり金額	円	円	円	円		円

(記載上の注意)

口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については件数、当座貸越については口座数を記載すること。

Ⅱ 貸出先別

区 分	先 数	金	額	一先当たり金額
民 間 労 働 組 合		先	千円	円
民間以外の労働組合及び公務員の団体				
消費生活協同組合及び同連合会				
その他の団体				
(うち日本勤労者住宅協会)	()	()	()
《間接構成員》	«	» «	>	«
上記各団体に所属しない個人会員				
(会員等計)	()	()	()
預 金 積 金 担 保 貸 出				
小口員外貸出				
間接構成員等であつた者				
地 方 公 共 団 体				
独立行政法人雇用・能力開発機構等				
地 方 公 社 等				
金 融 機 関				
(会員外計)	()	()	()
合 計				

- 1. 間接構成員(個人会員となつているものを含む。)に対する貸出金は、当該会員団体に対する貸出金に含めて記載すること。 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員(個人会員とな
- 2.《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員(個人会員となっているものを含む。)に対する貸出金を記載すること。
- 3. 預金積金担保貸出(以下「預担貸出」という。)は、労働金庫法施行令(以下「令」という。)第3条第1号に該当するものを記載すること。なお、預担貸出であつても、地方公共団体、独立行政法人雇用・能力開発機構等、地方公社等及び金融機関に該当するときは、それぞれの区分に記載すること。

現行

- 4. 小口員外貸出は、令第3条第2号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。
- 5. 間接構成員等であつた者は、令第3条第3号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。
- 6. 地方公共団体は、令第3条第6号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 7. 独立行政法人雇用・能力開発機構等は、令第3条第7号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 8. 地方公社等は、令第3条第8号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 9. 金融機関は、令第3条第9号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。

Ⅲ 約定期間別

区分		貸	出	金	額			う	ち	会	員	外	
	П	数		金		額	П	数		金	Ž	額	
1 年以内のもの						千円							千円
1年を超え5年以内のもの													
5 年を超え 10 年以内のもの													
10 年を超えるもの													
合 計													

Ⅳ 担保別

	種		類			貸	出	金	額							
	悝		規			貝	ш	並	鉙			う	ち	숲	員	外
預	金		積	金						千円						千円
有	価		証	券												
動				産												
不		動		産												
そ		Ø		他												
	(小)		計)		()	()
日本	労信協	等保	証機関	保証												
そ	の	他	保	証												
信				用												
	合		計													

(記載上の注意)

- 1. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順(本表「種類」配列の順)に担保額または評価額に従い充当して記載すること。
- 2. 預金積金は、自金庫の預金積金を担保としている貸出について記載し、他の金融機関の預金を担保としている貸出については「その他」に記載すること。
- 3. 日本労信協等保証機関保証は、機関保証の付してある貸出について記載すること。ただし、1件の貸出に日本労信協等保証機関保証と「預金積金」から「その他」までに該当する担保がある場合には、保証機関による保証金額から換価しやすい順(本表「種類」配列の順)に担保額または評価額に従い充当した金額を控除すること。

- 4. 小口員外貸出は、令第3条第2号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。
- 5. 間接構成員等であつた者は、令第3条第3号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。
- 6. 地方公共団体は、令第3条第4号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 7. 独立行政法人雇用・能力開発機構等は、令第3条第5号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 8. 地方公社等は、令第3条第6号に該当するものを記載すること (預担貸出を含む。)。
- 9. 金融機関は、令第3条第7号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。

Ⅲ 約定期間別

区分		貸	出	金	額			う	ち	会	員	外	
	П	数		金		額	П	数		金	È	額	
1 年以内のもの						千円		П					千円
1年を超え5年以内のもの													
5 年を超え 10 年以内のもの													
10 年を超えるもの													
合 計													

Ⅳ 担保別

			No.			411			4								
	種		類			貸	出	金	額			う	ち	会	員	外	
預	金		積	金						千円							千円
有	価		証	券													
動				産													
不		動		産													
そ		Ø		他													
	(小		計)		()	()	
日本	労信協	等保	正機関	保証													
そ	Ø	他	保	証													
信				用													
	合		計														

- 1. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順(本表「種類」配列の順)に担保額または評価額に従い充当して記載すること。
- 2. 預金積金は、自金庫の預金積金を担保としている貸出について記載し、他の金融機関の預金を担保としている貸出については「その他」に記載すること。
- 3. 日本労信協等保証機関保証は、機関保証の付してある貸出について記載すること。ただし、1件の貸出に日本労信協等保証機関保証と「預金積金」から「その他」までに該当する担保がある場合には、保証機関による保証金額から換価しやすい順(本表「種類」配列の順)に担保額または評価額に従い充当した金額を控除すること。

- 4. その他保証は、無担保で保証(保証機関保証を除く。)付のものを記載すること。
- 5. 信用は、無担保かつ無保証のものを記載すること。

V 金額別

全		先	数	金	額		うり	ち会員外	
31/ 1:	頂 加	<i>)</i> L	双	317	识	先	数	金	額
30 万円未満					千円				千円
30万円以上	50万円未満								
50万円以上	100万円未満								
100万円以上	300万円未満								
300 万円以上	500万円未満								
500 万円以上	1,000万円未満								
1,000万円以上	3,000万円未満								
3,000万円以上	5,000万円未満								
5,000万円以上	1億円未満								
1億円以上	3億円未満								
3億円以上	5億円未満								
5 億円以上									
合	計								

改正後

(会員外貸出金の内訳)

金	額別		積金 貸出	貸 出		間接構成員等 であつた者		公共団体		独立行政法人 雇用・能力 開発機構等		地方	公社等	金融	機関
		先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30 7	万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	万円以上 万円未満														
	万円以上 万円未満														
	万円以上 万円未満														

- 4. その他保証は、無担保で保証(保証機関保証を除く。)付のものを記載すること。
- 5. 信用は、無担保かつ無保証のものを記載すること。

V 金額別

金		先	数	金	額		うち	5会員外	
並る	供 が	兀	奴	जेंट	积	先	数	金	額
30 万円未満					千円				千円
30万円以上	50万円未満								
50万円以上	100万円未満								
100万円以上	300万円未満								
300万円以上	500 万円未満								
500万円以上	1,000万円未満								
1,000万円以上	3,000万円未満								
3,000万円以上	5,000万円未満								
5,000万円以上	1億円未満								
1億円以上	3億円未満								
3億円以上	5億円未満								
5 億円以上									
合	計								

現行

(会員外貸出金の内訳)

金額別		:積金 :貸出	貸出		1	構成員等 つた者	地公共	方 :団体	雇用	が 放法人 ・能力 機構等	地方	公社等	金融	機関
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30 万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
30 万円以上 50 万円未満														
50 万円以上 100 万円未満														
100 万円以上 300 万円未満														

	改正後														
300 万円以上 500 万円未満															
500 万円以上 1,000 万円未満															
1,000 万円以上 3,000 万円未満															
3,000 万円以上 5,000 万円未満															-
5,000 万円以上 1 億円未満															
1 億円以上 3 億円未満															-
3 億円以上 5 億円未満															
5 億円以上															
合 計			()	()											

- 1. 「預金積金担保貸出」欄には、労働金庫法施行令(以下「令」という。)第3条第1号に該当するものを記載すること。 なお、預金積金担保貸出(以下「預担貸出」という。)であつても、地方公共団体、独立行政法人雇用・能力開発機構等、地方 及び金融機関に該当するときは、それぞれの区分に記載すること。
- 2. 「小口員外貸出」欄には、令第3条第2号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。 なお、同欄の合計の括弧内には、地方公共団体から資金の預託等を受けて行う貸出について内書きすること。
- 3.「間接構成員等であつた者」欄には、令第3条第3号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。
- 4. 「地方公共団体」欄には、令第3条第6号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 5.「独立行政法人雇用・能力開発機構等」欄には、令第3条第7号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 6.「地方公社等」欄には、令第3条第8号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 7.「金融機関」欄には、令第3条第9号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。

VI 使途別

区	分	П	数	金	額	ーロ当たり 金 額
賃 金 手 当	対 策 資 金				千円	円
生 活	資 金					
福利共済資金	運営資金					
福 利共済員並	設 備 資 金					
生協資金	運営資金					
土 励 貝 並	設 備 資 金					
分	一般住宅資金					
住宅資金	住宅事業資金					
合	計					

					迟1]				
300 万円以上 500 万円未満									
500 万円以上 1,000 万円未満									
1,000 万円以上 3,000 万円未満									
3,000 万円以上 5,000 万円未満									
5,000 万円以上 1 億円未満									
1 億円以上 3 億円未満									
3 億円以上 5 億円未満									
5 億円以上									
合 計		()	()						

(記載上の注意)

- 1. 「預金積金担保貸出」欄には、労働金庫法施行令(以下「令」という。)第3条第1号に該当するものを記載すること。 なお、預金積金担保貸出(以下「預担貸出」という。)であつても、地方公共団体、独立行政法人雇用・能力開発機構等、地方 及び金融機関に該当するときは、それぞれの区分に記載すること。
- 2. 「小口員外貸出」欄には、令第3条第2号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。 なお、同欄の合計の括弧内には、地方公共団体から資金の預託等を受けて行う貸出について内書きすること。
- 3.「間接構成員等であつた者」欄には、令第3条第3号に該当するものを記載すること。ただし、預担貸出は含めない。
- 4.「地方公共団体」欄には、令第3条第4号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 5.「独立行政法人雇用・能力開発機構等」欄には、令第3条第5号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 6.「地方公社等」欄には、令第3条第6号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。
- 7.「金融機関」欄には、令第3条第7号に該当するものを記載すること(預担貸出を含む。)。

VI 使途別

区	分		数	金	額	ーロ当たり 金 額
賃 金 手 当	対策資金		П		千円	Р
生 活	資 金					
福利共済資金	運営資金					
田利六万貝並	設 備 資 金					
生協資金	運営資金					
工物良亚	設 備 資 金					
住宅資金	一般住宅資金					
位 七 貝 並	住宅事業資金					
合	計					

- 1. 賃金手当対策資金の賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払われるすべて のものをいう。
- 2 住宅資金は、住宅の購入、新築、増改築のための資金のほか住宅の土地購入のための資金を含む。

10. 有形固定資産の内訳

当期末残高内訳

I 事業用動産不動産

種類		価 額	
建物			千円
土 地	/ 3ku 12A \		
建 設 仮 勘 定	- <u>(削 除)</u>		
その他の有形固定資産			
合 計			

(記載上の注意)

- 1. 「その他の有形固定資産」は、敷金(不動産関係保証金を含む。)、権利金及び不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入 権等の事業用無体財産権も含めること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額

千円

3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。

減損損失額 千円

Ⅱ 所有動産不動産

種	類		価	額
建	物			千円
土	地	_(削 除)_		
建設	仮 勘 定			
その他の	有 形 固 定 資 産			
合	計			

(記載上の注意)

- 1.「その他の有形固定資産」は、担保処分により取得した電話加入権等の所有無体財産権等も記載すること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額

3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。

減損損失額

千円

11. 預金及び定期積金

(記載上の注意)

1. 賃金手当対策資金の賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払われるすべて のものをいう。

現行

2 住宅資金は、住宅の購入、新築、増改築のための資金のほか住宅の土地購入のための資金を含む。

11. 動産不動産

当期末残高内訳

I 事業用動産不動産

種		類	面	積	価	額
±		地		平方メートル		千円
建		物				
動		<u>産</u>				
₹	Ø	他				
合		計				

(記載上の注意)

- 1.「その他」は、敷金(不動産関係保証金を含む。)、権利金、建設仮勘定及び不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権 等の事業用無体財産権も含めること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 千円
- 3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。 減損損失額 千円

Ⅱ 所有動産不動産

種		類	面	積	価	額
±		地		平方メートル		千円
建		物				
動		産				
7	Ø	他				
合		計				

(記載上の注意)

- 1.「その他」は、担保処分により取得した電話加入権等の所有無体財産権等も記載すること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額

3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。 減損損失額 千円

12. 預金及び定期積金

改正後

当期末残高内訳

I 金額別

金	額	預	金積金	金 [うち一般員外				
		数	金	額		数	金	額	
5 万円未満		П		千円		П		千円	
5 万円以上	10 万円未満								
10 万円以上	30 万円未満								
30 万円以上	50 万円未満								
50 万円以上	100 万円未満								
100 万円以上	300 万円未満								
300 万円以上	500 万円未満								
500 万円以上 1	, 000 万円未満								
1,000 万円以上 2	, 000 万円未満								
2,000 万円以上									
合	計								

(記載上の注意)

「うち一般員外」欄には、労働金庫法第58条第2項第5号に該当する預金積金を記載すること。

Ⅱ 預金者別

	区 分					数	金	Ž	額	一 金	ロ当たり 額	
民	間	労	働	組	合		П			千円		円
民間	引以外の	労働組1	合及び公	務員の	団体							
消	費生活	協同組	合及び	同連·	合会							
そ	の	他	Ø	団	体							
	≪間	接	構 成	員》	≽	«	>>	«		>>	«	>>
上詞	記各団(本に所属	属しない	・個人	会員							
国、	地方:	公共団(本及び非	営利	法人							
_		般	員		外							
	合			計								

(記載上の注意)

- 1. 間接構成員(個人会員となつているものを含む。)の預金積金は、当該会員団体の預金積金に含めて記載すること。
- 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員(個人会員となっているものを含む。)の預金積金を記載すること。

Ⅲ 個人預金·法人預金

現行

当期末残高内訳

I 金額別

金	額	預	金積金		うち一般員外				
		数	金	額	口数	金	額		
5 万円未満				千円		=	千円		
5 万円以上	10 万円未満								
10 万円以上	30 万円未満								
30 万円以上	50 万円未満								
50 万円以上 1	100 万円未満								
100 万円以上 3	300 万円未満								
300 万円以上 5	500 万円未満								
500 万円以上 1,0	000 万円未満								
1,000 万円以上 2,0	000 万円未満								
2,000 万円以上									
合	計								

(記載上の注意)

「うち一般員外」欄には、労働金庫法第58条第2項第5号に該当する預金積金を記載すること。

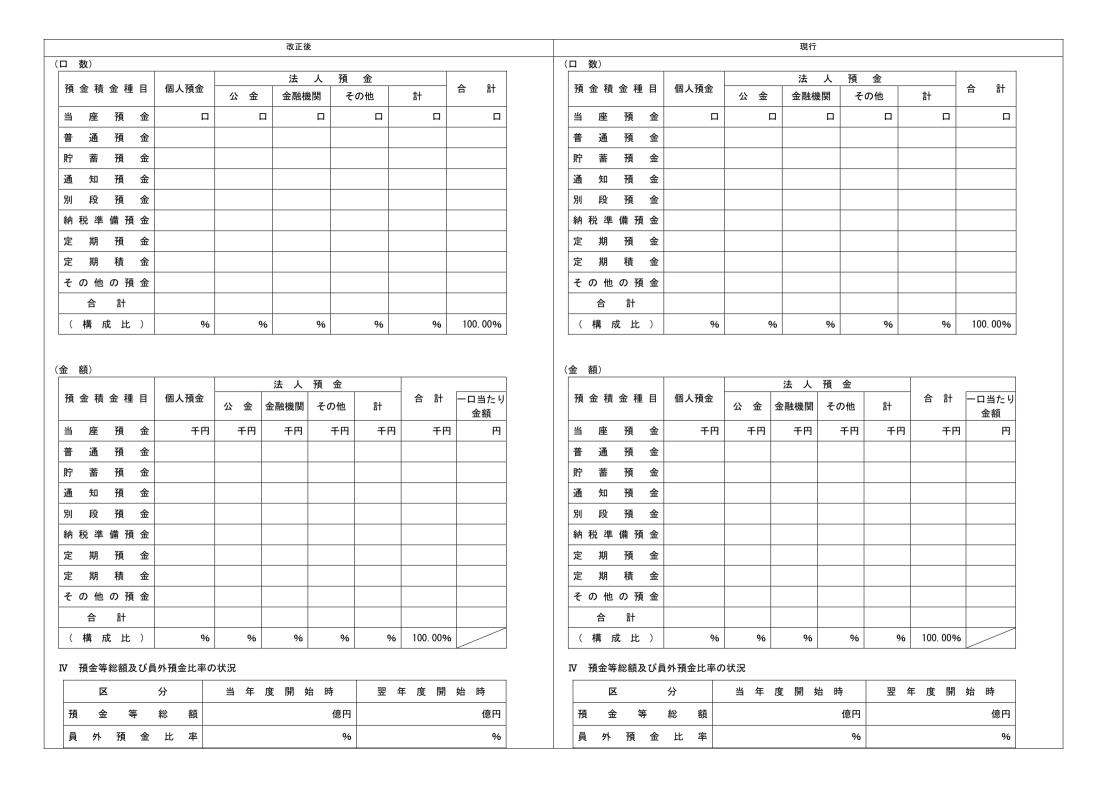
Ⅱ 預金者別

							**			Ф.Т.	_	口当たり
	区			分			数	3		額	金	額
民	間	労	働	組	合		П			千円		円
民間	以外の	労働組合	今及び公	務員の	団体							
消費	貴生活 †	協同 組	合及び	同連	合会							
そ	の	他	Ø	団	体							
	≪間	接	冓 成	員〉	≫	«	>>	«		>>	«	>>
上訂	2各団体	はに所属	属しない	・個人	会員							
国、	地方公	\$共団(本及び非	丰営利	法人							
_		般	員		外							
	合			計						·		·

(記載上の注意)

- 1. 間接構成員(個人会員となつているものを含む。)の預金積金は、当該会員団体の預金積金に含めて記載すること。
- 2.《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員(個人会員となっているものを含む。)の預金積金を記載すること。

Ⅲ 個人預金・法人預金



 1.預金等総額は、労働金庫法施行令<u>第1条の4</u>第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。 2.員外預金比率は、労働金庫法<u>第32条</u>第4項に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。 	ے ح	- 0					項に規定する事 定する事業年度					
(<u>削除)</u>	13. 借 用	1金										
	当期末	残高内詞	沢									
	種	類	取引		利		金 額				内 訴	į
	1±	ASR .	47 71	, L	4.3	_		1	重 類	数	量の	類
						%	Ŧ	円				千円
											_	
											+	
	合	計										

12. 債務保証

当期末残高内訳

(記載上の注意)

	種類	П	数	金	額
	イ. 預金、定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け				千円
	ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証				
	ハ. 日本勤労者住宅協会に対する保証又は手形の引受け				
	ニ. 間接構成員に対する保証又は手形の引受け				
:	お. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証				
	へ. 外国為替取引に伴つて行う債務の保証又は手形の引受け				

改正後

14. 債務保証

(記載上の注意)

当期末残高内訳

して記載し、各科目ごとに小計を付すこと。

種類	口数	金	額
イ. 預金、定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け			千円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証			
ハ. 日本勤労者住宅協会に対する保証又は手形の引受け			
二. 間接構成員に対する保証又は手形の引受け			
ホ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証			
へ. 外国為替取引に伴つて行う債務の保証又は手形の引受け			

1. 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順序に区分

2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

現行

改正後	
ト. 宅地建物取引業法に規定する保証	
チ. その他の保証又は手形の引受け	
슴 計	

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

13. 貸倒引当金

当期末現在

	繰入	額	取	崩	額	純 繰 入 額(△純取崩額)	当期末残高	摘	要
一般貸倒引当金		千円			千円	千円	千円		
うち有税分									
個別貸倒引当金									
うち有税分									
合 計									

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 無税 千円 有税 千円

14. 単体自己資本比率

当期末現在

項	E	■	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出	資	金	千円	千円	自己資本総額(A+B)(C)	千円	千円
非累積的	永久優先	七出資金			他の金融機関の資本調達手		
優先出資	申込言	証拠金			段の意図的な保有相当額		
資 本	準 (備 金			負債性資本調達手段及び		
その他	資本乗	11 余金			これに準ずるもの		
利 益	準 亻	備 金			期限付劣後債務及び期限		
					仕傷失业姿並がに これに		

۲.	宅地建物取引業法に規定する保証	
チ.	その他の保証又は手形の引受け	
	슾 닭	

現行

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

15. 貸倒引当金

当期末現在

	繰 入 額	取崩額	純 繰 入 額(△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	千円	千円	千円	千円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 無税 千円 有税 千円

16. 単体自己資本比率

当期末現在

	項		目		前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出		資		金	千円	千円	自己資本総額(A+B)(C)	千円	千円
ŧ	丰累積的	永久	憂先出資	金			他の金融機関の資本調達手		
優	先 出	資	払 込	<u>金</u>			段の意図的な保有相当額		
資	本	準	備	金			負債性資本調達手段及び		
そ	の他	資 本	剰 余	金			これに準ずるもの		
利	益	準	備	金			期限付劣後債務及び期限		
特	別	積	立	金			付優先出資並びにこれら		

		ī	改正後		
特 別 積 立 金					
当期未処分剰余金					
そ の 他			控除項目不算入額	Δ	Δ
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	控 除 項 目 計(D)		
処 分 未 済 持 分	Δ	Δ	自己資本額(C-D)(E)		
自己優先出資申込証拠金					
自己優先出資	Δ	Δ			
営 業 権 相 当 額	Δ	Δ	資産(オン・バランス)項目		
o h h	<u> </u>	<u> </u>			
基 本 的 項 目(A)			オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額	1				
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限 付優先出資					
補完的項目不算入額	Δ	Δ	Tier1比率(A/F)	%	%
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意)					

- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会が その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定め る基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2.「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

(削除)

							現打	
<u>次</u>	期	繰	越	<u>金</u>				
そ		Ø		他			控除項目不算入額△	Δ
その	他有価	i証券σ	評価	差損	Δ	Δ	控 除 項 目 計(D)	
処	分表	卡 済	持	分	Δ	Δ	自己資本額(C-D)(E)	
	(}	新 設)					
自	己個	憂 先	出	資	Δ	Δ		
営	業	在 相	当	額	Δ	Δ	資産(オン・バランス)項目	
	_(}	新 設)		_(新設)_	_(新設)_		
基	本 的	勺 項	目	(A)			オフ・バランス取引項目	
							リスク・アセット等計(F)	
直前	の再評 すの帳簿 に相当	奪価額	の差					
_	般 貸	倒	引 当	金				
負債	責性資	本調	主手 ៛	没等				
1	負債性資	[本調]	手段					
1 1	期限付金 付優先出		务及び	期限				
補3	完的項	目不	算フ	(額	Δ	Δ	Tier1比率(A/F)	% %
補	完的	勺 項	目	(B)			自己資本比率(E/F)	% %
(記載	上の注意	于)						

現行

(記載上の注意)

- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会が その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定め る基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2.「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第7条第1項第6号に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該 計上した額は「営業権相当額」に含めること。

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

(労働金庫名)

第 2 貸借対照表

展	改	正後		現行
(新設) 金 横	第 期末 年 月 日現在	(労働金庫名)		
(新菜) 金 横 俊 全 横 金 横 金 横 金 横 俊 登 4 位 整 横 悠 望 4 位 整 金 極 極 陳 2 位 整 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元				
(新設			次	◇ 妬 台庫10.1% △ 月 計中 ◇ 妬
現 金			<u>貝</u> (新設)	
() 会 と と と と と と と と と				
金融機関及付等 金融機関及付金 □ 人・手・地 □ 一・ル・ロ・一ン □ 現・光・一、 一 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
コールローン 関 接 振信 金金 金			金融機関貸付金	貯 蓄 預 金
更 先 助 定				
(教養性取引支払保証金				
異 入 金 鉄 億 框 定 期 積 金 金 後 の の 預 金 金 銭 信 託 そ の 他 位 所 預 金 金 銭 信 証 表 の 他 住 所 預 金 金 金 地 住 所 別 信 任 所 別 信 信 下 記 証 形 信 信 下 記 記 所 任 任 所 別 書 平 形 三 地 元 動 所 優 債 債 表 元 速 マ ネ 加 上 元 型 動 の 例 元 元 2 1 2 2 2 3 3 3 4 5 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6				
金 姓 の 信 託 高商 品 地 所 領 金 金 強 性 預 金 金 強 性 預 金 金 強 情 用 五 金 金 強 情 用 月 金 金 強 情 用 月 金 金 連 情 用 月 金 金 連 情 用 月 金 金 連 付 銀 級				
商品 名 価 証 券				
商品 政 府 保 証 債 その他の商品 証 券				
その他の商品有価証券 有 価 証 券				
有 価 証 券				
国 方 債				
地 方 債 売 現 先 勘 定 債券貸債取引受入担保金 1マーシャルベーベー 外 国 他 店 預 り 外 国 他 店 商 借 を 表 払 外 国 の 証 券 表 払 外 国 負 債 表 払 外 国 負 債 表 払 外 国 負 債 表 払 外 国 負 債 目 形 手 形 賃 付				
短期 社 債				
社 信託				70 70 70 70
投資信託 大国 地店預り 外国 地店預り 外国 地店 情 売渡外国 海替 売渡外国 海替 その 地角 積 表決済 為替 代 市 日 日 日 日 日 日 日 日 日				コマーシャル・ペーパー
株 式 外 国 他 店 借 売 渡 外 国 他 店 借 売 渡 外 国 為 替 表 の 他 の 証 券 資 出 事 金 割 引 手 形 貸 付 無 払 外 国 急 替 借 未 払 外 園 急 そ の 他 負 債 未 払 月 息 そ の 他 治 付 補 て ん 備 金 土 払 月 息 そ の 他 治 付 補 て ん 硫 等 未 経 過 収 益 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 百 貸 五 入 外 国 為 替 本 経 過 収 益 五 払 戻 未 済 寿 金 払 戻 未 済 寿 金 五 次 外 国 為 替 で 欠 受 金 先 物 取 引 受 入 証 拠 金 で た 物 取 引 受 入 証 拠 金 で 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 商 品 債 券 借 入 商 品 債 券 売 付 商 品 債 券 売 付 商 品 債 券 売 付 商 品 債 券 売 付 商 品 債 券				
外国証券 売渡外国為替表払外国為替表以外国為替表以外国為替表以外国為替代。 食間引手形質付証書貸付金 未払利息その他的金 主要貸越外国為替外国他店賃付外国他店賃付外国他店賃貸及人外国人外国人外国人工厂外外国人外国人工厂外外国人工厂外外国人工厂人工厂、大方金 大方分分 取立外国為替表、方持分份 人稅等人工厂、人稅等人工厂、人稅等人工厂、人稅等人工厂、人內工厂、人內工厂、人內工厂、人內工厂、人內工厂、人內工厂、人內工厂、人				
その他の証券 賞 出 金 割 引 手 形 手 形 貸 付 証 書 貸 付 当 座 貸 越 外 国 他店 預 け 外 国 他店 預 け 外 国 他店 預 け 外 国 他店 賃 賃 人 務 車 質 入 外 国 為 替 取 立 外 国 為 替 取 立 外 国 為 替 を の 他 資 産 未 放 別 爰 全 の 板 戻 未 済 分 分 仮 受 金 先 物 取 引 爰 金 先 物 取 引 爰 金 先 物 取 引 爰 金 先 物 取 引 爰 金 先 物 取 引 爰 差 動 定 先 物 取 引 爰 金 先 物 取 引 爰 金				
貸 出 金 利 手 形				
割 引 手 形 貸 付 計 要 貸 付 報 で ん 備 金 素 払 法 人 税 等 基 資 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財				
手形貸付 未払利息その他 証書貸付 給付補てん備金 当座貸越 株払法人税等 外国格店預け 大優未済金 外国他店貸買入外国為替取立外国為替取立外国為替取分類分別受入証拠金 大物取引受入証拠金 年の他資産未決済為替貸労働金庫連合会出資金 告、物取引 是金勘定借入商品债券 未決済為替貸労働金庫連合会出資金 借入商品债券 「新設」 売付商品债券				
当 座 貸 越 未 払 法 人 税 等 外 国 他 店 預 け 払 戻 未 済 金 外 国 他 店 貸 払 戻 未 済 金 外 国 他 店 貸 近 受 金 取 立 外 国 為 替 仮 受 金 そ の 他 資 産 先 物 取 引 差 金 勘 定 未 決 済 為 替 貸 借 入 商 品 債 券 労働金庫連合会出資金 借 入 有 価 証 券 ① 新 設) 売 付 商 品 債 券				
外国地店預け外国地店貸別入外国港 大額 金 サイン・ 大名 金 大名 を の 地資産 大物取引受入証拠金 未決済為替貸労働金庫連合会出資金 借入商品債券 (新設) 市付商品債券				
外国他店預け 外国他店貸 別入外国為替 取立外国為替 取立外国為替 その他資産 未決済為替貸 労働金庫連合会出資金 「新設」 払戻未済金 払戻未済持分 仮 大物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 大物取引差金勘定 借入商品債券 一人有価証券 一人有価証券 売付商品債券				
外国他店貸買入外国為替取立外国為替取立外国為替 仏グラ金 取立外国為替 先物取引受入証拠金 その他資産 先物取引差金勘定 未決済為替貸 借入商品債券 労働金庫連合会出資金 借入有価証券 (新設) 売付商品債券				
買入外国為替 仮 受 金 取立外国為替 先物取引受入証拠金 その他資産 先物取引差金勘定 未決済為替貸 借入商品債券 労働金庫連合会出資金 借入有価証券 (新設) 売付商品債券				
取 立 外 国 為 替				
その他資産 先物取引差金勘定 未決済為替貸 借入商品債券 労働金庫連合会出資金 借入有価証券 <u>(新設)</u> 売付商品債券				
労働金庫連合会出資金 借入有価証券 <u>(新設)</u> 売付商品債券				
<u>木 収 利 息 そ の 他</u>			未収利息その他	一

	改正後			現行
金金 形ン定金権託券債債債券券債債債託託式券券金形付付越替け貸替替産貸金用益金金 形ン定金権託券債債債券券債債債託託式券券金形付付越替け貸替替産貸金用益金金 形ン定金権託券債債債券券債債債託託式券券金形付付越替け貸替替産貸金用益金金 形ン定金権託券債債債券券債債債託託式券券金形付付越替け貸替替産貸金用益金金 形ン定金権託券債債債券券債債債託託式券券金形付付越替け貸替替産貸金用益金金 形ン定金権託券債債債券券債債債	で変 で変 で変 で変 で変 で変 で変 で変 で変 で変	金 額 千円	金線であり、 () () () () () () () () () (現行 当 金 賞 所設) 3 当 金 退 職 法 か 引 引 当 当 金金 金金 会
先物取引差入証拠金先物取引差金勘定保管有価証券等金融派生商品	(削除) その他の負債 代理業務勘定 賞与引当金		<u>合</u> 計	<u>슘 計</u>
金融派生商品 <u>(削除)</u> その他の資産	賞 与 引 当 金 役 員 貸 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金		(記載上の注意)	Eの科目に関連する注記については、その関連が明らかになる

特別法上の引当金 有 形 固定 資 産 物 金融先物取引責任準備金 地 証券取引責任準備金 設 仮 勘 定 延 税 金 負 その他の有形固定資産 再評価に係る繰延税金負債 (削除) の ħ W 固 定 資 証 形 保 トゥ の 部 計 エ 合 ħ ん (純資産の部) 金 証 金 権 利 金 資 出 金 その他の無形固定資産 資 金 延 税 金 資 先 出 資 再評価に係る繰延税金資産 優先出資申込証拠金 金 保 証 返 本 剰 余 余 引 本 進 備 金 (うち個別貸倒引当金) その他資本剰余金 (Λ 益 剰 金 益 準 その他利益剰余金 別積立 $(\cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot)$ () 当期未処分剰余金 (又は当期未処理損失金) (削除) (削除) 分 未 済 持 己 優 先 出 資 自己優先出資申込証拠金 |会 員 勘 定 合 計 その他有価証券評価差額金 |繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土地再評価差額金 (削除) |評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |純 資 産 の 部 合 計 (削除) (削除) 資産の部合計 負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになる ように記載すること。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状 況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載す
- 退職給付引当金の計上方法
- 新<u>設</u> ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- $(\overline{10})$ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又 は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。 (新設)

- 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合 なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第16条の2第1項第5号口による。
- 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるとき は、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 第6条の19第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (17) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (18) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (19) 子会社(労働金庫法第34条第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の総額 (新設)
- (20) 子会社に対する金銭債権総額
- (21) 子会社に対する金銭債務総額 (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有 価証券に関する事項
- (26) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借 契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (27) 貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、 出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

- (28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額 を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応

|継続企業の前提(労働金庫法施行規則第25条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

改正後

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の 状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記 載すること。)
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与 えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合
- なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第104条第1項第5号口による。
- 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その 変更が軽微であるときは、この限りでない。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- 労働金庫法施行規則第61条第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- 理事及び監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただ し、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を 超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、 預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) 子会社等(労働金庫法第32条第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の総額 権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当 該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括し
- <u>た金額</u> 削除) 削除)
- (12) リース契約により使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載す
- 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (14) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の
- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有 $(15)^{-}$ - 価証券に関する事項
- (16) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借 契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備 金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - ① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
 - ② 評価・換算差額等
- (18) 出資1口当りの純資産額(銭単位で記載すること。)
- 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にお ける当該事象
- 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額 を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応

じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載するこ

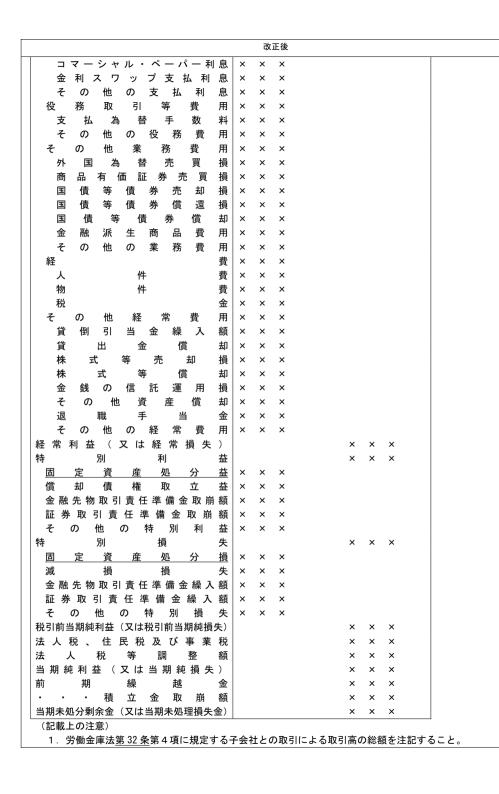
現行

6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 3 損 益 計 算 書 月 日から 損益計算書 第 В ロナベ

	月 日まで ノ
科目	金額
経 常 収 益	× × × 千円
資 金 運 用 収 益	<u> </u>
貸 出 金 利 息	X × × ×
預 け 金 利 息	X × × ×
金融機関貸付等利息	<u> </u>
金融機関貸付金利息	X × × ×
買入手形利息	<u> </u>
コールローン利息	<u>.</u> × × ×
買 現 先 利 息	<u>.</u> × × ×
債券貸借取引受入利息	<u>.</u> × × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 🕏	x x x
金利スワップ受入利息	! × × ×
その他の受入利息] × × ×
役 務 取 引 等 収 益	\$ × × ×
受 入 為 替 手 数 米	\$ × × ×
その他の役務収益	\$ × × ×
その他業務収益	\$ × × ×
外 国 為 替 売 買 益	± × × ×
商品有価証券売買益	± × × ×
国债等债券壳却益	<u> </u>
国債等債券償還益	\$ × × ×
金融派生商品収益	<u> </u>
その他の業務収益	\$ × × ×
その他経常収益	<u> </u>
株 式 等 売 却 益	\$ × × ×
金 銭 の 信 託 運 用 益	\$ × × ×
その他の経常収益	<u> </u>
経 常 費 月	x x x
資 金 調 達 費 月] × × ×
預 金 利 息] × × ×
給付補てん備金繰入額	į × × ×
譲渡性預金利息] × × ×
借 用 金 利 息	
(新 設)	
(新設)	

改正後 現行 じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 コマーシャル・ペーパー利息 \times \times \times 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 金利スワップ支払利息 \times \times \times を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載するこ 支 മ 払 利 息 × 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 Ħσ 用 × 引 支 払 手 数 料 \times \times \times 為 用 の × X × 第 3 損 益 計 算 書 月 日から 損益計算書 第 × 月 日まで 刦 × 科 目 金 額 牛 収 益 × × × 千円 മ 業 用 x x x 用 益 × × × 資 金 運 × 利 息 \times \times \times 費 け 利 \times \times \times \times \times \times 除 (削除) 削 × × × 削除) (削除) 利 \times \times \times 引 倒 当 ル ー ン 利 息 \times \times \times × 息 × x x 式 債券貸借取引受入利息 式: 刦 X 利 息 配 金 証券 当 × മ × 利スワッ プ 受 入 利 息 × x x そ × മ 受 利 息 × X X 金 \times \times \times Ħσ 益 引 収 × の他 経 用 の 常 費 \times \times \times 料 × 経常利益 (又は経常損失) \times \times \times の × 特 別 \times \times \times 益 × 分 処 \times \times \times 益 × 取 立 益 × 金融先物取引責任準備金取崩額 益 証券取引責任準備金取崩額 × x x 還 益 × の 他 特 別 利 益 \times \times \times の 派 益 × 別 \times \times \times そ 益 処 $x \times x$ 益 × × X X 式 × x x 金融先物取引責任準備金繰入額 用 益 銭 の 託 運 証券取引責任準備金繰入額 \times \times \times 他 経 益 そ മ ഗ \times \times \times の 他 の 特 別 損 失 経 用 $x \times x$ 税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) \times \times \times 資 \times \times \times 法人税、住民税及び事業税 × × 息 金 × × × 税 × × 額 付補てん 備 金 繰 入 × × × 当期純利益(又は当期純損失) × × 息 \times \times \times 越 × × 息 \times \times \times 積 立 金 崩 取 × × 利 息 \times \times \times 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金) \times \times \times ル マ ネ — 利 息 x x x (記載上の注意) 現 利 息 × × × 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。 债券貸借取引支払利息 ×××



- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

現行

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は 経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。

(新設)

(新設)

8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 4 剰 余 金 処 分 計 算 書

 第 期
 年 月 日から

 年 月 日まで

(労働金庫名)

	科目								金		額	
当	期	未	処	分	剰	余 :	金					円
積	<u> 7</u>	Z	金	取	崩	1	額					
剰	ź	È	金	処	分	١ ١	額					
7	FIJ	益		準	備	:	金					
1	等 通	出資	資に	対す	る酉	3 当 :	金	(年	%)			
1	憂 先	出資	資に	対す	る酉	3 当:	金	(年	%)			
1	事業の	り利り	用分量	量に対	する	配当:	金					
1	殳	員		賞	与	:	<u>金</u>					
4	寺	別		積	立	:	金					

改正後						現行
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。						
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。						
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他						
異常な損失を記載すること。	7/17	#0	4品	±#:	Δ	

- ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は 経常費用に記載することができるものとする。
- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を 付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切 な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
- 8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
- 9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 4 剰 余 金 処 分 計 算 書 月 日から 日まで (労働金庫名)

		科	}				目			金		額	
当	ļ	期	未	処	分	剰	ź	余 金					円
積		立		金	取	ι	崩	額					
剰		余		金	処	Ī	分	額					
	利		益		準	1	備	金					
	普	通	出資	とに	対す	する	配	当 金	(年	%)			
	優	先	出資	をに	対す	する	配	当 金	(年	%)			
	事美	集の	利月	月分:	量に	対す	る酉	記当金					
				(j	削防)	-						
	特		別		積	:	立	金					
										·			

(記載上の注意)

次

- 1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつ て記載すること。
- 2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、 当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 5 損 失 金 処 理 計 算 書 年 月 日から 日まで、

越

								(労働金 	庫名)
	科				E	1		金	額
当	期	未	処	理	損	失	金		
損	失		金	処	Ŧ	里	額		
積	立	-	金	取		崩	額		
利	益	準	備	金	取	崩	額		
 次	期]	絲	i i	越		金		

- 1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、 当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。

					改正後	
					<u> </u>	-
次	期	繰	越	金		

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

現行

- 2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、 当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 5 損 失 金 処 理 計 算 書



(労働金庫名)

								(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	科					∃		金額
当	期	未	処	理	損	失	金	H
損	失		金	処	3	理	額	
積	<u> 1</u>	Ī.	金	取		崩	額	
利	益	準	備	金	取	崩	額	
次		阴	繰		越		金	
/ == +b /								

- 1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、 当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。

				 改正後												 現行						
別組	紙様式第9号の2(<u>第 113</u>	3条第2項関係)							別紙	抵様式第	9号の2(第 16 条	<u>€第2項</u> 関	(係)								
		ii (重 結 業 年 年	,,, IN H	ه		(日本工業規格 A	44)						連新	年	務 月 月	張 告 書 日から 日まで			(日本工業	規格A	4)
					<u>(労働金庫</u> (所 在			-										労働金庫 : 所 在 均				
	殿				(労働金庫 (理 事		年 月 日	1				殿						労働金庫? 理 事 ·		年 月氏 名	9 (B
	年 月 日から	年 月	日までの	事業の成績を	次のとおり報	告いた	します。			年	月 日	から	年	月 日ま	までの哥	事業の原	成績を次のと	こおり報告	らいたし	ょます。		
		<u> </u>	植 結 業	務 報 告 次	書									連新	善業	務報	告書					
			目	次			<u> </u>								目	Ş	 欠				-	
	第1 事業概況書・・・						頁 		垒	おり 車	業概況書・											
	第Ⅰ 事業概況音・・・・ 1. 事業の概要・・・								/													
	2. 子会社等の状況・																					
	3. 連結自己資本比率																					
	第 2 連結財務諸表・・・								华													
	ポン 建幅別初間数 1.連結財務諸表の作								л.													
	2. 連結貸借対照表・																					
	3. 連結損益計算書・																					
	4. 連結剰余金計算書										車結剰余金割	. –										
				月 日か	ら事業を	概況書						77.6	第 1		年年	月月	日から日まで	事業概	既況書			
	事業の概要 (記載上の注意) 労働金庫及びその子会 会社等をいう。以下同じ 移に関する重要な事項を	:社等(労働金庫) 。) について、3	法第 94 条第	第1項において	準用する銀行:				(会社等 移に関	の注意) 金庫及びそ をいう。以 ⁻ する重要な [®]	下同じ。)について	て、主要な						€の2第2号に 及びその他事		
2.	子会社等の状況 子会社等数の増減	<u> 44.</u> ₩		N/	#n →	186	5 -1	,			等の状況 等数の増減		<u> </u>	₩a		NZ	#0	-	1**	عبر	· • ·	1
	子 会 社	前 期	末	当	期 末	増	減(△)		-	子	会	社	前	期	末	当	期	末	増	減	Δ)	_
1		1		1		1		1	- 1	-	_	.—				1			1			1

			35	7正後	
子	法 人	等			
関	連法	人等			
合		計			

- 1. 「子会社」とは労働金庫法<u>第32条第5項</u>に規定する子会社を、「子法人等」とは労働金庫法施行規則<u>第109条</u> 第1号 に規定する子法人等のうち労働金庫法<u>第32条第5項</u>に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」 とは労働金庫法施行規則第109条第2号に規定する関連法人等をいう。
- 2. 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3. 連結自己資本比率の状況

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出 資 金	千円	千円	自己資本総額(A+B) (C)	千円	千円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の 意図的な保有相当額		
優先出資 <u>申込証拠</u> 金			負債性資本調達手段及びこれ		
資 本 剰 余 金			に準ずるもの		
利 益 剰 余 金			期限付劣後債務及び期限付優 先出資並びにこれらに準ずる		
連結子会社の少数株主持分			もの もの		
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子		
処 分 未 済 持 分	Δ	Δ	法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本		
自 己 優 先 出 資	Δ	Δ			
営業権相当額	Δ	Δ	控除項目不算入額	Δ	Δ
連結調整勘定相当額	Δ	Δ	控 除 項 目 計 (D)		
基 本 的 項 目 (A)			自己資本額(C-D) (E)		
			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相			オフ・バランス取引項目		
当する額			リスク・アセッ ト等計 (F)		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優 大出資					
補完的項目不算入額	Δ	Δ	Tier1比率 (A/F)	%	%

	現行												
子	法	人	等										
関	連法	、人	等										
合			計										

(記載上の注意)

- 1. 「子会社」とは労働金庫法<u>第34条第4項</u>に規定する子会社を、「子法人等」とは労働金庫法施行規則<u>第12条の12</u>第1号 に規定する子法人等のうち労働金庫法<u>第34条第4項</u>に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは労働金庫法施行規則第12条の12第2号に規定する関連法人等をいう。
- 2. 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3. 連結自己資本比率の状況

項 目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出 資 金	千円	千円	自己資本総額(A+B) (C)	千円	千円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の 意図的な保有相当額		
優先出資 <u>払込</u> 金			 負債性資本調達手段及びこれ に準ずるもの		
資本剰余金			に作りるもの		
利 益 剰 余 金			期限付劣後債務及び期限付優 先出資並びにこれらに準ずる		
連結子会社の少数株主持分			もの		
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	連結の範囲に含まれない金融 子会社及び金融業務を営む子		
処 分 未 済 持 分	Δ	Δ	法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本		
自己優先出資	Δ	Δ	調達手段		
営 業 権 相 当 額	Δ	Δ	控 除 項 目 不 算 入 額	Δ	Δ
連結調整勘定相当額	Δ	Δ	控 除 項 目 計 (D)		
基本的項目 (A)			自己資本額(C-D) (E)		
			資産(オン・バランス)項目		
 土地の再評価額と再評価の直前			オフ・バランス取引項目		
の帳簿価額の差額の45%に相 当する額			リスク・アセッ ト等計 (F)		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優 先出資					
補完的項目不算入額	Δ	Δ	Tier1比率 (A/F)	%	%

 改正後

 補 完 的 項 目 (B)
 自己資本比率 (E/F)
 %

(記載上の注意)

- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2.「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。

第2 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の作成方針

労働金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) のれんの償却に関する事項

貸 倒 引 当 金 △

(6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

2. (年月日現在)連結貸借対照表

(単位:千円)

			(丰位・111)
<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預け金		預 金 積 金	
(削除)		譲渡性預金	
ーールローン及び買入手形		借 用 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		债券貸借取引受入担保金	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
商品有価証券		外 国 為 替	
有 価 証 券		その他負債	
貸 出 金		代理業務勘定	
外 国 為 替		賞与引当金	
その他資産		役員賞与引当金	
有形固定資産		退職給付引当金	
無形固定資産		特別法上の引当金	
<u>の れ ん</u>		操延税金負債	
その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		負 の の れ ん	
再評価に係る繰延税金資産		<u>食 </u>	
(削除)		負債の部合計	
<u>、 </u>		<u>食 </u>	
医切 不 皿 尤 达		(H) P/N /	

(純資産の部)

(記載上の注意)

- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第6条の5第1項第3号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。

第2 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の作成方針

労働金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:千円)

			(+ II · I I I)
<u>資 産</u>	金額	負債、少数株主持分及び 会 員 勘 定	金額
(新設)		(新設)	
現金及び預け金		 預 金 積 金	
金融機関貸付等		譲渡性預金	
(新設)		借 用 金	
(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)	
買入金銭債権		_(新設)_	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
商品有価証券		外 国 為 替	
有 価 証 券		その他負債	
貸 出 金		代理業務勘定	
外 国 為 替		賞 与 引 当 金	
その他資産		(新設)	
動産 不動産		退職給付引当金	
(新 設)		特別法上の引当金	
(新設)		繰延税金負債	
<u>(新設)</u>		再評価に係る繰延税金負債	
繰 延 税 金 資 産		連結調整勘定	
再評価に係る繰延税金資産		債 務 保 証	
連結調整勘定		<u>負 債 計</u>	
債務保証見返		少数株主持分	
貸倒引当金	Δ	会員勘定	

	改	正後	
資産の部合計		世 資 金 優先出資申込証拠金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 処 分 未 済 持 分 資 自己優先出資 定 年 担 拠 計 を の 世 和 正 が 音 音 音 音 を の 世 本 世 再 評 (削 除) 上 他 再 評 (削 除) と	Δ
(記載上の注音)		負債及び純資産の部合計	

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提<u>(労働金庫法施行規則第25条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を 抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑪ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- ② 子会社等が採用した会計方針のうちに労働金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並び にその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第109条第1項第5号口による。

- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額をを変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 出資1口当たりの純資産額

	出 資 金 (新 設) 資 本 剩 余 金 利 益 剩 余 金 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 土 世 再 評 株 式 等 評	
	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	
<u>合 計</u>	<u>숌 計</u>	

現行

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響<u>を連結財務諸表に</u>反映<u>しているか否か</u>
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
- ③ 動産不動産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 5 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- 10 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- ② 子会社等が採用した会計方針のうちに労働金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並び にその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第16条の2第1項第5号口による。

- (5) 固定資産の償却年数又は残存価額をを変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 出資1口当たりの純資産額

- (8) 労働金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、労働金庫との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 労働金庫の理事及び監事<u>との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額</u>。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) リース契約により使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該 事象
- (13) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (14) <u>連結</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則<u>第15条の6</u>第1項から第4項までに規定する有価証 券に関する事項
- (15) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 法令等に基づき、又は労働金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は独立科目として記載する。

3. 年 月 日から 連結損益計算書 年 月 日まで

(単位:千円)

							_								4-		
			科				且						金		額		
経			常			4)	Z			益					×	×	×
資		金		運		用		収		益	×	×	×				
1	貸		出		金			利		息	×	×	×				
ì	預		け		金			利		息	×	×	×				
<u> </u>	削り	余)								×	×	×				
	_ _	ルロ	3 —	ン利	息力	及び	買	入手	形和	1息	×	×	×				
j	買		現		先			利		息	×	×	×				
1	債 き	朱	貸	借	取	引	受	入	利	息	×	×	×				
-	有	価	証	券	利	息	ļ	配	当	金	×	×	×				
	そ	の	他	(カ	受	ス		利	息	×	×	×				
役	ž	膐	取		引	4	等	I	収	益	×	×	×				
そ	(の	他		業	7	膐	I	収	益	×	×	×				
そ	(の	他		経	7	常	I	収	益	×	×	×				
経			常			費	ŧ			用				-	×	×	×
資		金		調		達		費		用	×	×	×				
j	預			金			利			息	×	×	×				
á	給付	1	補	τ	6	備	金	繰	入	額	×	×	×				
	譲	渡		性	預		金		利	息	×	×	×				
	借		用		金			利		息	×	×	×				
	= –	ルマ		一利	息	及び			形系	间息	×	×	×				
-	売		現		先			利		息	×	×	×				
-			411							<u> </u>							

债券貸借取引支払利息××××

- (8) 労働金庫の理事及び監事に対する労働金庫及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、労働金庫との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 労働金庫の理事及び監事<u>に対する労働金庫及びその子会社等の金銭債務総額。</u>ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (12) 重要な後発事象
- (13) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則<u>第8条の7</u>第1項から第4項までに規定する有価証券に 関する事項
- (15) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 法令等に基づき、又は労働金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 年 月 日から

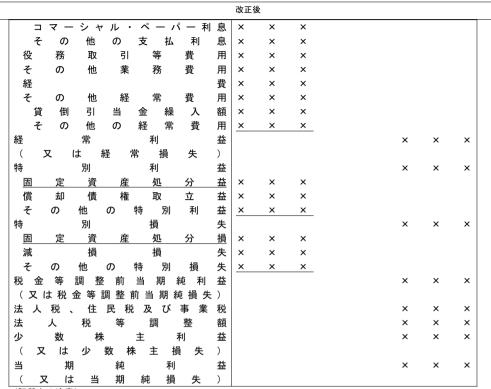
 3.

 年 月 日まで

連結損益計算書

(単位・千円)

											(1	単位:	十円)
		科		E	1					金	額		
経		常		収			益				×	×	×
資	金	ĭ		用	43	Z	益	×	×	×			
貸		出	金	2	利		息	×	×	×			
預		け	金	2	利		息	×	×	×			
<u>金</u>	融	機	関 貸	付	等	利	息	×	×	×			
_(新	設)												
_(新	設)												
_(新	設)	_											
有	価	証	券 利	息	配	当	金	×	×	×			
そ	の	他	の	受	入	利	息	×	×	×			
役	務	取	引	等		収	益	×	×	×			
そ	の	他	業	矜	·	収	益	×	×	×			
そ	の	他	経	常		収	益	<u>×</u>	×	×			
経		常		費			用				×	×	×
資	金	Ē	問	達	費	ŧ	用	×	×	×			
預		金		Ŧ	1]		息	×	×	×			
給		補て		備金			額	×	×	×			
譲	渡	性	預	į <u>4</u>	È	利	息	×	×	×			
借		用	金	<u>:</u>	利		息	×	×	×			
_(新	設)												
(新	設)												
_(新	設)	_											



- 1. 出資1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
- 2. 上記のほか、労働金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. 法令等に基づき、又は労働金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この 様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、 適切な場所に記載すること。
- 5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(単位:千円)

科目	金額

	マーシ	ャル・・	° — л	一利	息	×	×	×				
そ	の他	の ま	₹ 払	利	息	×	×	×				
役	務 取	引	等	費	用	×	×	×				
そ	の 他	業	務	費	用	×	×	×				
経					費	×	×	×				
そ	の 他	経	常	費	用	×	×	×				
貸	倒 引	当金	全 繰	入	額	×	×	×				
そ	の他	の糸	至 常	費	用	×	×	×				
経	常		利		益				×	>	× ×	:
(又 は	経 常	損	失)							
特	別		利		益				×	>	× ×	:
動	産 不	動 産	処	分	益	×	×	×				
償	却 債	権	取	立	益	×	×	×				
そ	の他	の特	別	利	益	×	×	×				
特	別		損		失				×	>	× ×	:
動	産 不	動 産	処	分	損	×	×	×				
減	損		損		失	×	×	×				
そ	の他	の特	別	損	失	×	×	×				
税金	等調	整 前 当	期	吨 利	益				×	>	× ×	:
(又)	は税金等	調整前	当 期 紅	1. 損 失)							
法 人	税、住	民 税	及び	事 業	税				×	>	× ×	:
法	人 税	等	調	整	額				×	>	× ×	:
少	数	诛 主	: 7	FI]	益				×	>	× ×	:
(又	は少	数株	主 損	失)							
当	期	純	利		益				×	>	× ×	:
(7	ス は 当	i期	沌 損	失)							

現行

(記載上の注意)

- 1. 出資1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
- 2. 上記のほか、労働金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

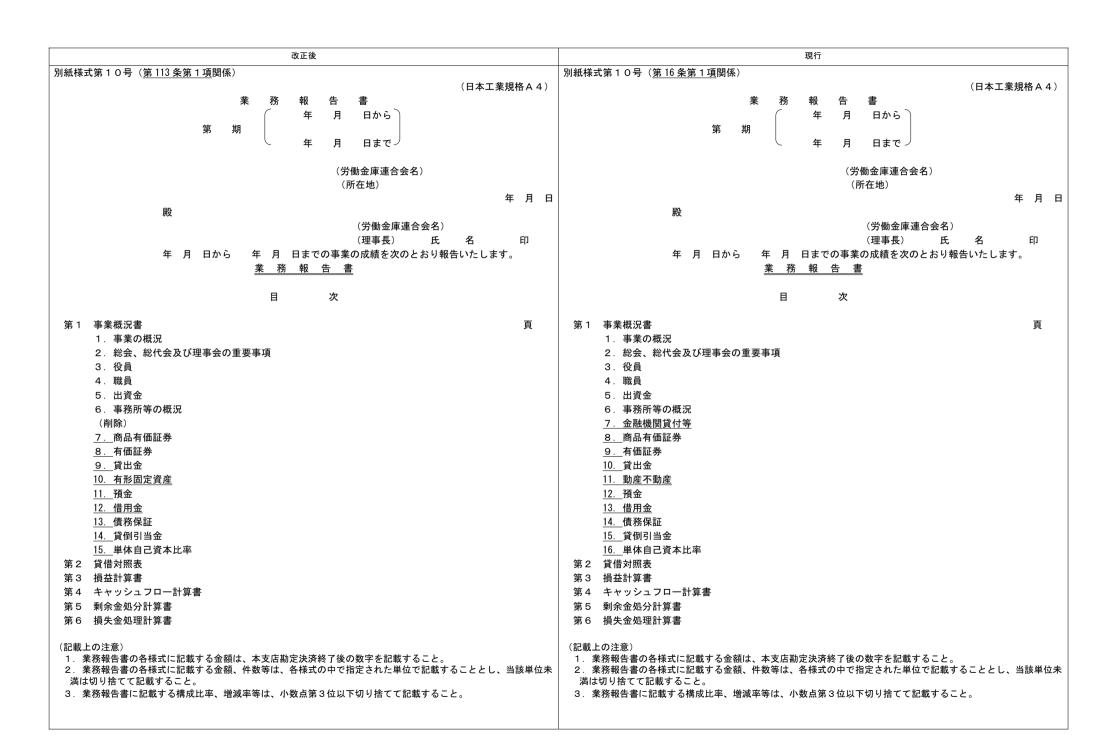
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. 法令等に基づき、又は労働金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(単位:千円)

_										\ - - -
			4	科		目			金額	
-			1	14					並(飲	
ſ			(j	資本剰名	余金の	部)				
	資	本	剰	余金	金 期	首	残	高		
	貝	4	术リ	亦 3	亚 州	1 =	73	同		
	資	本	剰	余	金	増	加	高		
	具	4	不リ	ᅏ	377	*自	ΛΗ	同		

改正後	現行
() ()	
(利益剰余金の部) 利 益 剰 余 金 期 首 残 高 利 益 剰 余 金 増 加 高 当 期 純 利 益 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(利益剰余金の部) 利 益 剰 余 金 期 首 残 高 利 益 剰 余 金 増 加 高 当 期 純 利 益 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
利 益 剰 余 金 期 末 残 高 (記載上の注意) (記載上の注意) 法令等に基づき、又は労働金庫及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この 株式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	利 益 剰 余 金 期 末 残 高 (記載上の注意) 法令等に基づき、又は労働金庫及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この 様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



改正後	現行
第 1 事 業 概 況 書 年 月 日から 期 年 月 日まで	第 1 事業概況書 第 期 年月日から 年月日まで
事業の概況 (労働金庫連合会名)	1. 事業の概況 (労働金庫連合会名)
載上の注意) 《方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫連合会が対処すべき課題の それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。	(記載上の注意) 事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫連合会が対処すて、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。
2. 総会、総代会及び理事会の重要事項	2. 総会、総代会及び理事会の重要事項
- 応云、応11、云及び垤争云の皇安争項	
	年月日 会議の名称 出席者数 主要な議事
	年月日 会議の名称 出席者数 主要な議事 (記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議 いて開催日順に記載すること。
主 月 日 会議の名称 出席者数 主 要 な 議 事 記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議内容等の に開催日順に記載すること。 役 員 役員数	年月日 会議の名称 出席者数 主要な議事 (記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議にいて開催日順に記載すること。 3. 役員 I 役員数
月日 会議の名称 出席者数 主要な議事 記載上の注意) 記念、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議内容等の記憶 開催日順に記載すること。 役員	年月日 会議の名称 出席者数 主要な議事 (記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議にいて開催日順に記載すること。 3. 役員
月日 会議の名称 出席者数 主要な議事 載上の注意	年月日 会議の名称 出席者数 主要な議事 (記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議にいて開催日順に記載すること。 3. 役員 I 役員数 区 分 前期末 当期末 増減(△) 理事 人 人 人

定款に定める理事数

現 理 事 数

人 定款に定める監事数 人

人 現 監 事 数 人

人 定款に定める監事数 人

人 現 監 事 数 人

定款に定める理事数

現 理 事 数

改正後 I 役員の概要 役名 氏名 就任 任期満了 代表・非常勤・非常勤・非常勤の別 所属団体主な職業 ・ 日本月日 年月日 代表の別常勤の別

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任(解任を含む。)があった役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

4. 職 員

区分	前期末	当期末	当期中平均	当期末現在 平均年齢
			人	歳月
その他の従業員				
合計				

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

5. 出資金

I 出資金の推移

区 分	前年度末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普 通 出 資 金		
優先出資金		

Ⅱ 普通出資(当期末現在)

普通出資1口の金額 円

区分	出資者数	出資金額	一会員あたり金額
労 働 金 庫		百万円	百万円
処分未済持分			
合計			

(記載上の注意)

- 1. 普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 処分未済持分は、労働金庫法第 21 条第 1 項ただし書の規定に基づき取得した持分を記載すること。

Ⅲ 優先出資(当期末現在)

優先出資1口の金額 円

Ⅱ 役員の概要

	~>~	1.70							
役	名	氏	名	就 任 年月日	任期満了 年 月 日	代表・非代表の別	常勤・非常勤の別	所属団体	担当部門又は 主な職業
				1 / 1 1	1 /1 1	10520775	113 =73 0 > 733		工 5 195 木

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を〇印で囲むこと。
- 2. 当年度中に退任(解任を含む。)があった役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
- 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

4. 職 員

区分	前期末	当 期 末	当期中平均	当期末現在 平均年齢
一般職員	人	人	人	歳 月
その他の従業員				
合計				

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

5. 出資金

I 出資金の推移

	×		5	}		前	年	度	末		当	年	度	末	
出		道	Ĩ		金				百万円	3					百万円
普	通	出	資	金											
優	先	出	資	金											

Ⅱ 普通出資(当期末現在)

普通出資1口の金額

区分	出資者数	出資金額	一会員あたり金額
労 働 金 庫		百万円	百万円
処分未済持分			
合計			

(記載上の注意)

- 1. 普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 処分未済持分は、労働金庫法第21条第1項ただし書の規定に基づき取得した持分を記載すること。

Ⅲ 優先出資(当期末現在)

優先出資1口の金額

円

円

			改正後				
区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額	割合	
政府及び地方公共団		%		%	千円	%	
体							
金融機関							
証券会社							
その他の法人							
外国法人等							
(うち個人)							
個人その他							
合 計		100.00		100.00		100.00	

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

6. 事務所等の概況

当期末現在

I 事務所等

名 称	開設・廃止年月日	所	在	地	不動産の状況
	_				

(記載上の注意)

- 1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
- 2.「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。
- 3. 店舗外現金自動設備、労働金庫代理業者及び労働金庫代理業者が営む事務所については、その数を欄外に注記すること。

Ⅱ 事務所の概況

名	称	常勤役 職員数	管内の団体 会 員 数	間 接 構成員数	預金残高	貸出金残高	備	考
		人	団体	人	百万円	百万円		

			2013			
区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額	割合
政府及び地方公共団		%		%	千円	%
体						
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等						
(うち個人)						
個人その他						
合 計		100.00		100.00		100.00

現行

(記載上の注意)

- 1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
- 2.「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

6. 事務所等の概況

当期末現在

I 事務所等

名	称	開設・廃止年月日	所	在	地	不動産の状況

(記載上の注意)

- 1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
- 2.「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。
- 3. 店舗外現金自動設備、労働金庫代理業者及び労働金庫代理業者が営む事務所については、その数を欄外に注記すること。

Ⅱ 事務所の概況

名 称	常勤役 職員数	管内の団体 会 員 数	間 接 構成員数	預金残高	貸出金残高	備	考
	人	団体	人	百万円	百万円		

改正後	現行
(記載上の注意)	

- 1.「常勤役職員数」欄には、常勤の守衛、運転手等の従業員を含めて記載すること。
- 2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況 (記載上の注意) を記載し、備考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

(削除)

8. 商品有価証券

																_
	種	類		額	面	金	額	取	得	原	価	当;	期末	残 高	当期末手元現在高	
商	品	围	債			百	万円			百	万円			百万円	百万円	ı
	長期	利 付	国債													
	中期	利付	国債													7
	割	引 国	債													
	政 府	短 期	証 券													
	そ	の	他													
商	品	地方	責													
商	品政	府 保	証債													

- 1.「常勤役職員数」欄には、常勤の守衛、運転手等の従業員を含めて記載すること。
- 2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況 を記載し、備考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

7. 金融機関貸付等

当期末残高内訳

Hn 21 4	<u>利 率</u>	金 額	<u>‡</u>	<u> </u>	<u>保</u>
取引先	<u>利 卒</u>	<u>金額</u>	<u>種 類</u>	<u>数 量</u>	<u>価 額</u>
	%	<u>千円</u>			
<u>合 計</u>					

(記載上の注意)

- 1. 金融機関貸付金、買入手形、コールローン、買現先勘定の順序に区分して記載し、各科目ごとに小計を付すこと。
- 2.「取引先」欄には、銀行、短資会社の順に記載し、同一取引先であつても利率が異なるものについては、行を改 めて記載すること。

8. 商品有価証券

	種		類	į		額	面	金	額	取	得	原	価	当	期	末残	高	当期末	手元	見在高
商	댬	1	国		債			百:	万円			百	万円			百万	円			百万円
	長其	月利	付	国	債															
	中其	月利	付	玉	債															
:	割	引	玉		債															
	政府	牙短	期	証	券															
	そ	(の		他															
商	品	地	7	f	債															
商	品政	女 府	保	証	債															

	改正後											
その他の商品有価証券												
숨 計												

9. 有価証券

9. 有価証券						
種類	額面	金額	当期	末残高	当期末引	-元現在高
国債		百万円		百万円		百万円
地方債						
短期社債						
社債						
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
公社公団債						
金融債						
事業債						
株式	()					
外国証券						
(うち円貨建)	()	()	()
貸付信託						
投資信託						
その他の証券						
合 計						

(記載上の注意)

- 1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
- 2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
- 3.「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10. 貸 出 金

当期末残高内訳

I 種類別口数

	127007771179	•					
区	分	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計	うち代理貸付
	数						
-0	当たり金額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1. 口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については件数、当座貸越については口座数を記載すること。
- 2. 「代理貸付」欄には、労働金庫に業務の一部を委託して行う資金の貸付を記載すること。

Ⅱ 貸出先別

	区	分	先	数	金	額	一先当たり金額
会		員		先		百万円	百万円

	現行 現行		
その他の商品有価証券			
合 計			

TD /-

9. 有価証券

9. 有ឃ証券						
種類	額面:	金額	当期:	末残高	当期末手	元現在高
国債		百万円		百万円		百万円
地方債						
短期社債						
社債						
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
公社公団債						
金融債						
事業債						
株式	()					
外国証券						
(うち円貨建)	()	()	()
貸付信託						
投資信託						
その他の証券						
合 計						

(記載上の注意)

- 1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
- 2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
- 3.「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10. 貸 出 金

当期末残高内訳

I 種類別口数

区	分	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計	うち代理貸付
	数						
一口当	たり金額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1. 口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については件数、当座貸越については口座数を記載すること。
- 2. 「代理貸付」欄には、労働金庫に業務の一部を委託して行う資金の貸付を記載すること。

Ⅱ 貸出先別

区	分	先 数	金額	一先当たり金額
会	員	先	百万円	百万円

						i	改正後	
会			員		外			
	うち	日本	勤労者	住宅	協会			
	独立行 等	政法人	雇用・	能力開發	機構			
	地	方	公	社	等			
	そ		Ø		他			
	4	ì		計				

- 1. 独立行政法人雇用・能力開発機構等は、労働金庫法施行令第3条第7号に該当するものを記載すること。
- 2. 地方公社等は、労働金庫法施行令第3条第8号に該当するものを記載すること。

Ⅲ 約定期間別

TT 1/2 (1/2)	11.1								
	Λ.		貸	出金	額		うち	会 員	外
区	分	П	数	金	È	額	数	金	額
1 年 以	内 の も の		П			百万円	П		百万円
1 年を超え!	5 年以内のもの								
5 年を超え1	0年以内のもの								
10 年を	超えるもの								
合	計								

Ⅳ 担 保 別

	種類				貸	出	金	額							
	-										う	ち	会	員	外
預			金						百万円						百万円
有	価	証	券												
動			産												
不		動	産												
そ		の	他												
	小	計		()	()
保			証												
信			用												
	合	計													

(記載上の注意)

- 1. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順(本表「種類」配列の順)に担保額または評価額 に従い充当して記載すること。「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載す
- 2.預金は、自会の預金を担保としている貸出について記載し、他の金融機関の預金を担保としている貸出については 2.預金は、自会の預金を担保としている貸出について記載し、他の金融機関の預金を担保としている貸出については

						現行	
会			員		外		
	うち	5日本	勤労者	皆住宅	協会		
	独立 等	行政法人	雇用・	能力開發	機構		
	地	方	公	社	等		
	そ		の		他		
	合 計						

(記載上の注意)

- 1. 独立行政法人雇用・能力開発機構等は、労働金庫法施行令第3条<u>第5号</u>に該当するものを記載すること。
- 2. 地方公社等は、労働金庫法施行令第3条第6号に該当するものを記載すること。

Ⅲ 約定期間別

ш	小小厂为旧	ניכענ														
	-						貸	出	金	額			うち	。 会 」	員	外
	区		分			П	数		金		額	П	数	金		額
1	年 以	内	の	ŧ	の						百万円		П			百万円
1	年を超え	5 年」	以内の	のも	の											
5 :	年を超え1	0 年」	以内の	のも	Ø											
1	0 年を	超え	: る	ŧ	の											
	合		計													

Ⅳ 担 保 別

	11.1														
插 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			1			소	全 好								
任主	块				具	ш	317	包			う	ち	会	員	外
			金						百万円						百万円
価		証	券												
			産												
	動		産												
	の		他												
小		計		()	()
			証												
			用												
合	·	計									·	·	·	·	
	小	動の小	価 証 動 の 小 計	金 価 証 券 産 動 産 の 他 小 計	金 価 証 券 産 動 産 の 他 小 計 (金 価 証 券 産 動 産 の 他 小 計 (金 価 証 券 産 動 産 の 他 小 計 (金 価 証 券 産 動 産 の 他 小 計 (金 価 証 券 産 動 産 の 他 小 計 (金 百万円 価 証 度 サ の 他 小 計 月	金 百万円 価 証 歩 産 の 他 小 計 月 (金 百万円 価 証券 動 産 の 他 小 計 月	金 百万円 価 証券 産 動 産 の 他 小 計 () () () () () () () () () (金 百万円 価 証券 産 動 産 一 の 他 () 小 計 () () 正 用 ()	金 百万円 価 証券 動 産 の 他 小 計 () () 正 用 用

- 1. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順(本表「種類」配列の順)に担保額または評価額 に従い充当して記載すること。「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載す ること。

改正後 現行 「その他」に記載すること。 「その他」に記載すること。 3. 保証は、無担保で保証付のものを記載すること。 3. 保証は、無担保で保証付のものを記載すること。 4. 信用は、無担保かつ無保証のものを記載すること。 4. 信用は、無担保かつ無保証のものを記載すること。 V 金額別 Ⅴ 金 額 別 金額別 うち会員外 うち会員外 先 数 金 金額別 先 数 金 数 金 額 数金 額 百万円 百万円 百万円 百万円 100 万円未満 100 万円未満 100 万円以上 300 万円未満 100 万円以上 300 万円未満 300 万円以上 500 万円未満 300 万円以上 500 万円未満 500 万円以上 1,000 万円未満 500 万円以上 1,000 万円未満 1,000 万円以上 3,000 万円未満 1,000 万円以上 3,000 万円未満 3,000 万円以上 5,000 万円未満 3,000 万円以上 5,000 万円未満 5,000 万円以上 1 億円未満 5,000 万円以上 1 億円未満 1 億円以上 3 億円未満 1 億円以上 3 億円未満 3 億円以上 5 億円未満 3 億円以上 5 億円未満 5 億円以上 10 億円未満 5 億円以上 10 億円未満 10 億円以上 30 億円未満 10 億円以上 30 億円未満 30 億円以上 50 億円未満 30 億円以上 50 億円未満 50 億円以上 50 億円以上 合 合 (会員外貸出金の内訳) (会員外貸出金の内訳) 独立行政法人 独立行政法人 日本勤労者 日本勤労者 地方公社等 その他 合 計 雇用・能力 合 計 雇用・能力 地方公社等 その他 金額 別 住宅協会 金額別 住宅協会 開発機構等 開発機構等 先数 先数 金額 先数 先数 金額 金額 金額 金額 先数 先数 金額 先数 金額 金額 先数 先数 金額 先数 金額 100 万円未満 100 万円未満 100 万円以上 100 万円以上 300万円未満 300 万円未満

300 万円以上	
500万円未満	
500 万円以上 1,000 万円未満	
1,000万円以上 3,000万円未満	
3,000万円以上 5,000万円未満	
5,000 万円以上 1 億円未満	
1 億円以上 3 億円未満	
3 億円以上 5 億円未満	
5 億円以上 10 億円未満	
10 億円以上 30 億円未満	
30 億円以上 50 億円未満	
50 億円以上	
合計	

- 1.「独立行政法人雇用・能力開発機構等」欄には、令第3条第7号に該当するものを記載すること。
- 2. 「地方公社等」欄には、令第3条第8号に該当するものを記載すること。

VI 使途別

	区			5	分			数	金	額	一口当たり金額	
労	働	金	庫	資	Ĭ	金				百万円	百万P	9
褔	利	共	済	資	Ì	金						
生	協資	<u>~</u>	運	営	資	金						7
1 =	協資	並	設	備	資	金						٦
住	宅	事	業	資	Ĭ	金						
そ	の	他	運	営	資	金						٦
事	業資	金	設	備	資	金						
	合			Ē	it							\neg

10. 有形固定資産

当期末残高内訳

I 事業用<u>有形固定資産</u>

1,000 万円以上 3,000 万円未満					
3,000 万円以上 5,000 万円未満					
5,000 万円以上 1 億円未満					
1 億円以上 3 億円未満					
3 億円以上 5 億円未満					
5 億円以上 10 億円未満					
10 億円以上 30 億円未満					
30 億円以上 50 億円未満					
50 億円以上					

現行

合 計 (記載上の注意)

300 万円以上 500 万円未満 500 万円以上 1,000 万円未満

- 1.「独立行政法人雇用・能力開発機構等」欄には、令第3条第5号に該当するものを記載すること。
- 2. 「地方公社等」欄には、令第3条第6号に該当するものを記載すること。

VI 使途別

	区			分		数	金	額	一口当たり金額
労	働	金	庫	資	金	П		百万円	百万円
福	利	共	済	資	金				
生	协次	金	運	営 資	金				
<u> </u>	上協資金		設	備資	金				
住	宅	事	業	資	金				
そ	の	他	運	営資	金				
事	業資	金	設	備資	金				
	合			計					

<u>11. 動産不動産</u>

当期末残高内訳

I 事業用<u>動産不動産</u>

		改正後			
種	類		価	額	
建	物			百万円	
<u>±</u>	地	(削除)			
建 設 仮	勘定	<u>(fil </u>			
その他の有用	<u>多固定資産</u>				
合	計				

- 1. <u>「その他の有形固定資産」は、敷金(不動産関係保証金を含む。)、権利金及び不動産関係仮払金を記載</u>し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 百万円
- 3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。 減損損失額 百万円

Ⅱ 所有有形固定資産

種	類		価	額
建	物			百万円
±	地	(削 除)		
建 設 仮	勘定			
その他の有	形固定資産			
合	計			

(記載上の注意)

- 1.「その他の有形固定資産」は、担保処分により取得した電話加入権等の所有無体財産権等も記載すること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 百万円

3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。 減損損失額 百万円

12. 預 金

当期末残高内訳

I 金額別

			△	吕			£	È	員	外			_	<u>~</u>	計
金	額	別	会 員		国 等		その他		計			合計			
			口数	金	額	口数	金額	口数	金額	口 数	金	額	口数	金	額

種	類	面 積	価	額
<u>±</u>	地	平方メートル		百万円
建	物			
動	<u>産</u>			
そ	の 他			
合	計			

現行

(記載上の注意)

- 1. 「その他」は、敷金(不動産関係保証金を含む。)、権利金、建設仮勘定及び不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 百万円
- 3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。 減損損失額 百万円

Ⅱ 所有動産不動産

種	類	面 積	価	額
土	地	平方メートル		百万円
建	物			
動	産			
<u>₹</u>	の 他			
合	計			

(記載上の注意)

- 1.「その他」は、担保処分により取得した電話加入権等の所有無体財産権等も記載すること。
- 2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 百万円
- 3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。 減損損失額 百万円

12. 預 金

当期末残高内訳

I 金額別

			会	員			全	È	員	外			4	計	
金	額	別		具		围	等	そ	の他		計		-	3 pi	
			口数	金	額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金	額	口数	金	額

	改正後										
300 万円未満		百万円		百万円	П	百万円		百万円		百万円	
300 万円以上 500 万円未満											
500 万円以上 1,000 万円未満											
1,000 万円以上 5,000 万円未満											
5,000 万円以上 1 億円未満											
1 億円以上 3 億円未満											
3 億円以上 5 億円未満											
5 億円以上 10 億円未満											
10 億円以上											
合 計											

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

Ⅱ 預金者別

区分	口数	金額	一口当たり金額
会 員		百万円	百万円
会 員 外			
国等			
その他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

Ⅲ 預金種目別

(口数)

1 ''	- 20/																	
	預金	插口		会員		스目		소음		스目		会	₹	員	4	外		合 計
				五只		国等	4	その他			計							
当	座	預	金															
普	通	預	金															
貯	蓄	預	金															
通	知	預	金															
別	段	預	金															

		Į	見行			
300 万円未満	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
300 万円以上 500 万円未満						
500 万円以上 1,000 万円未満						
1,000 万円以上 5,000 万円未満						
5,000 万円以上 1 億円未満						
1 億円以上 3 億円未満						
3 億円以上 5 億円未満						
5 億円以上 10 億円未満						
10 億円以上						
合計						

(記載上の注意)

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2. 「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

Ⅱ 預金者別

区	分	口数	金額	一口当たり金額
会	員		百万円	百万円
会 員 外				
	国 等			
	その他			
合	計			

(記載上の注意)

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

Ⅲ 預金種目別

(口数)

ν-	32.								
	預金	插口		会員	会	員	9	r ኑ	合 計
				五貝	国等	その他		計	
当	座	預	金				П		
普	通	預	金						
貯	蓄	預	金						
通	知	預	金						
別	段	預	金						

							改正後		
定	期	3	預	金					
そ (の他	<u>b</u> σ.	預	金					
合				計					
(構	成	比)	%	%	%	%	100.00%

- 1. 「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

(金 額)

	(312	-24/								
						会	員	外		
	預金	種	∃		会員				合 計	一口当たり金
						国等	その他	計		額
当	座	預	Į	金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
普	通	預	Į	金						
貯	蓄	預	Į	金						
通	知	預	Į	金						
別	段	預	Į	金						
定	期	預	Į	金						
そ	の	他	預	金						
合				計						
(構	成 .	比)	%	%	%	%	100.00%	

(記載上の注意)

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

現行

定	期		預	金					
そ	の作	也の) 預	金					
合				計					
(構	成)	%	%	%	%	100.00%

(記載上の注意)

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

(金 額)

						会	員	外		
	預金	€種 E	1		会員				合 計	一口当たり金
						国等	その他	計		額
当	座	預	į	金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
普	通	預	į	金						
貯	蓄	預	į	金						
通	知	預	į	金						
別	段	預	į	金						
定	期	預	į	金						
そ	の	他	預	金						
合				計						
(構	成」	比)	%	%	%	%	100. 00%	

(記載上の注意)

- 1.「国等」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第2号に該当する預金を記載すること。
- 2.「その他」欄には、労働金庫法第58条の2第1項第3号に該当する預金を記載すること。

(削除) 13.借用金

当期末残高内訳

種	類	Hπ	引	生	利	率	金	額			担	保力	n 訳	
11里	枳	ЧΧ	اد	<i>)</i> L	ניד		31/	TER	種	類	数	量	価	額
						%		百万円						百万円
合	計													

(記載上の注意)

- 1. 金庫短期資金、借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定の順序に区分して記載し、 各科目ごとに小計を付すこと。
- 2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

14. 債務保証

当期末残高内訳

種類	数	金	額
イ. 預金を担保に徴して行われる保証	П		百万円
口. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証			
ハ. 日本勤労者住宅協会に対する保証又は手形の引受け			
二. 間接構成員に対する保証又は手形の引受け			
ホ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証			
へ. 外国為替取引に伴つて行う債務の保証又は手形の引受け			
ト.宅地建物取引業法に規定する保証			
チ. その他の保証又は手形の引受け			
숌 計			

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

15. 貸倒引当金

当期末現在

	コがれるに上						
		繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘	要
-	般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円		
	うち有税分						
個	別貸倒引当金						
	うち有税分						
	슴 計						

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

無税 有税 百万円 百万円

14. 単体自己資本比率

当期末現在

項	目	I	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末
出	資	金	百万円	百万円	自己資本総額	(A+B) (C)	百万円	百万円
非累積的	勺永久優先	出資金			他の金融機関	の資本調達手		

14. 債務保証

当期末残高内訳

種類	数	金	額
イ. 預金を担保に徴して行われる保証			百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証			
ハ. 日本勤労者住宅協会に対する保証又は手形の引受け			
二. 間接構成員に対する保証又は手形の引受け			
ホ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証			
へ. 外国為替取引に伴つて行う債務の保証又は手形の引受け			
ト. 宅地建物取引業法に規定する保証			
チ. その他の保証又は手形の引受け			
숌 計			

現行

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

15. 貸倒引当金

当期末現在

	繰 入 額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

無税 有税 百万円 百万円

16. 単体自己資本比率

当期末現在

	項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末
出	資	金	百万円	百万円	自己資本総額	(A+B) (C)	百万円	百万円
非	累積的永久	.優先出資金			他の金融機関	の資本調達手		
					段の音図的な	<u> 保有相 </u>		

段の音図的な保有相当額

		3	收正後
優先出資申込証拠金			段の意図的な保有相当額
資本準備金 その他資本剰余金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの
利 益 準 備 金 特 別 積 立 金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら
当期未処分剰余金			に準ずるもの
そ の 他			控除項目不算入額△△
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	控 除 項 目 計 (D)
処 分 未 済 持 分	Δ	Δ	自己資本額(C-D)(E)
自己優先出資申込証拠金			
自 己 優 先 出 資	Δ	Δ	
営業権相当額	Δ	Δ	資産(オン・バランス)項目
<u>ο</u>	Δ	Δ	
基本的項目(A)			オフ・バランス取引項目
			リスク・アセット等計 (F)
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			
一般貸倒引当金			
負債性資本調達手段等			
負債性資本調達手段			
期限付劣後債務及び期限 付優先出資			
補完的項目不算入額	Δ	Δ	Tier1比率 (A/F) % %
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率 (E/F) % %

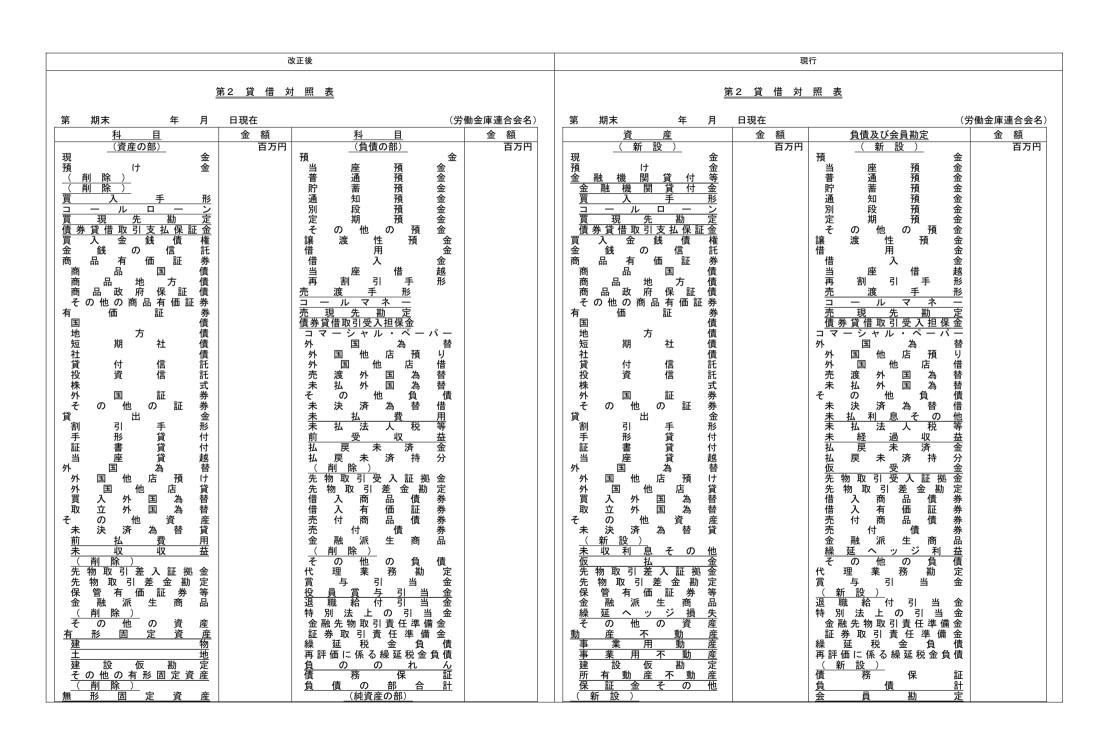
- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2.「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 _(削 除)

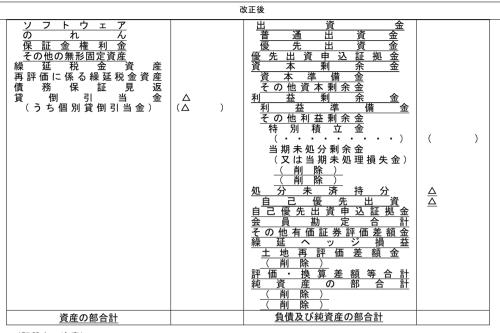
			現行
優先出資払込金			段の意図的な保有相当額
資本準備金 その他資本剰余金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの
利 益 準 備 金 特 別 積 立 金 次 期 繰 越 金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの
そ の 他			控除項目不算入額△△△
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	控 除 項 目 計 (D)
処 分 未 済 持 分	Δ	Δ	自己資本額 (C-D) (E)
(新 設)			
自己優先出資	Δ	Δ	
営業権相当額	Δ	Δ	資産(オン・バランス)項目
(新設)			
基本的項目(A)			オフ・バランス取引項目
			リスク・アセット等計(F)
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			
一般貸倒引当金			
負債性資本調達手段等			
負債性資本調達手段			
期限付劣後債務及び期限 付優先出資			
補完的項目不算入額	Δ	Δ	Tier1比率(A/F) % %
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F) % %

租行

(記載上の注意)

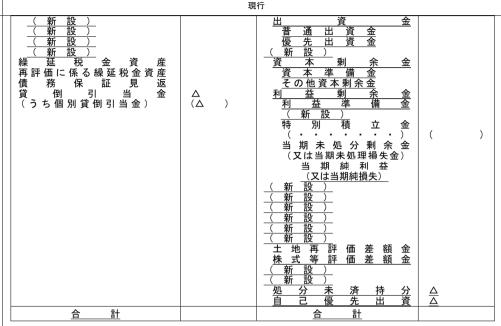
- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2.「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第7条第1項第6号に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。





- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(労働金庫法施行規則第25条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - 9 金銭の信託の評価基準及び評価方法

 - ① その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容



(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(新設)

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、 償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。
- (7) 退職給付引当金の計上方法

(新設)

- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は 変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計 額
 - なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第 104条第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 第61条第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、 預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) 子会社等(労働金庫法第32条第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の総額
- (11) 特定関係者(労働金庫法第94条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権または金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(削除)

(削除)

- (12) リース契約により使用する<u>有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載する</u>こと。)
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- $\underline{(14)}$ 資産が担保に供されている

 場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (16) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金 及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - ① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
 - ② 評価・換算差額等
- (18) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (19) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を 超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損 益 計 算 書

第 期 年 月 日から 第 月 日まで

(労働金庫連合会名)

科 目 金 額

- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 - なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第16条の2第1項第5号口による。
- (14) <u>固定資産</u>の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 第6条の19第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (17) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (18) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- <u>(19)</u> 子会社 (労働金庫法<u>第34条</u>第4項に規定する子会社をいう。以下同じ。) の株式又は持分の総額 (新設)
- (20) 子会社に対する金銭債権総額
- (21) 子会社に対する金銭債務総額
- (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
- (27) 貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新設)

- (28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
- 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を 超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損益計算書

第 期 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日まで

(労働金庫連合会名)

科 日 金 額	
---------	--

改正後		現行
経常収益	× × × 百万円	経常収益 ×××百万円
│ │ 資 金 運 用 収 益		資 金 運 用 収 益 × × ×
││ 預 け 金 利 息│×××		
(削 除)		金融機関貸付等利息×××
(削除)		
<u> </u>		
		<u>コールローン利息</u> ×××
債券貸借取引受入利息×××		债券貸借取引受入利息×××
│		有 価 証 券 利 息 配 当 金 × × ×
金利スワップ受入利息×××		金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息 × × ×
その他の受入利息 ×××		その他の受入利息×××
│ 役 務 取 引 等 収 益 × × ×		役 務 取 引 等 収 益 × × ×
│		□
その他の役務収益 ×××		その他の役務収益 ×××
その他業務収益 ×××		その他業務収益 ×××
│		
│		│
│ 国 債 等 債 券 売 却 益 × × ×		国 債 等 債 券 売 却 益 × × ×
│ 国 債 等 債 還 益		国 債 等 債 券 償 還 益 × × ×
││ 金融派生商品収益│×××		
その他の業務収益 ×××		その他の業務収益 ×××
その他経常収益 ×××		その他経常収益 ×××
│ 株 式 等 売 却 益│×××		株 式 等 売 却 益 × × ×
金銭の信託運用益 ×××		金銭の信託運用益 ×××
その他の経常収益 ×××		To the control of t
常 費 用	× × ×	E
資 金 調 達 費 用 × × ×		資 金 調 達 費 用 × × ×
預 金 利 息 × × ×		預 金 利 息 × × ×
譲渡性預金利息 ×××		譲渡性預金利息×××
		借 用 金 利 息 × × ×
<u>売渡手形利息 ×××</u> コールマネー 利息 ×××		<u>(新設)</u>
77 11 11 12 12 12 12 12		<u>(新設)</u> (新設)
<u>債券貸借取引支払利息 ×××</u> コマーシャル・ペーパー利息 ×××		<u>(</u>
コマーシャル・ハーハー利息 ××× 金利スワップ支払利息 ×××		
t		
又 払 荷 音 ナ 奴 科 ^ ^ ^ そ の 他 の 役 務 費 用 × × ×		X 払 為 皆 ナ 数 科 ^ ^ ^
その他業務費用×××		To ite ite ite ite ite ite ite ite ite ite
		Y
		问

							改正	E後						
国	債	等	債	券	売	却	損	×	×	×				
国	債	等	債	券	償	還	損	×	×	×				
国	債	等	侵	Ī	券	償	却	×	×	×				
金	融	派	生	商	品	費	用	×	×	×				
そ	の	他	の	業	務	費	用	×	×	×				
経							費	×	×	×				
人			件	=			費	×	×	×				
物			件	=			費	×	×	×				
税							金	×	×	×				
そ	の	他	経		常	費	用	×	×	×				
貸	倒	引	当	金	繰	入	額	×	×	×				
貸		出	金	È	償	ĺ	却	×	×	×				
株	코	ť	等	売		却	損	×	×	×				
株		式	等		償	į	却	×	×	×				
金	銭	の	信	託	運	用	損	×	×	×				
そ	の	他	資	ť	産	償	却	×	×	×				
退		職	手	<u> </u>	≝	i	金	×	×	×				
そ	の	他	の	経	常	費	用	×	×	×				
経常	利益	!	又は	: 経	常	損 失)				×	×	×	
特		別		5	利		益				×	×	×	
固	定	資	産		処	分	益	×	×	×				
償	却	債	権		取	立	益	×	×	×				
金 融	. 先物	取引	責任	£ 準	備金	取崩	額	×	×	×				
証券	茅 取	引責	任	隼 俳	量 金	取 崩	額	×	×	×				
そ	の	他	の	特	別	利	益	×	×	×				
特		別		1	員		失				×	×	×	
固	定	資	産		処	分	損	×	×	×				
減		損			損		失	×	×	×				
金融	. 先物	取引	責任	£ 準	備金	会繰 入	額	×	×	×				
証券	茅 取	引責	任	隼 俳	金	繰 入	額	×	×	×				
そ	の	他	の	特	別	損	失	×	×	×				
税引前	当期純	利益	(又は	税引	前当其	胡純損	夫)				×	×	×	
	税、		民 稅		び	事業	税				×	×	×	
法	人	 税	等		調	整	額				×	×	×	
当期	純利		又 は	当	期純)				×	×	×	
前	期	_ ,	繰		越		金				×	×	×	
		積	立	金	取	崩	額				×	×	×	
当 # #	処分剰		(又は								×	×	×	

- 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

									垷	17						
		玉	債	等	債	券	売	却	損	×	×	×				
		玉	債	等	債	券	償	還	損	×	×	×				İ
		玉	債	等		債	券	償	却	×	×	×				
		金	融	派	生	商	品	費	用	×	×	×				
		そ	の	他	の	業	務	費	用	×	×	×				
	縚	Ĕ							費	×	×	×				
		人			1	件			費	×	×	×				
		物			1	件			費	×	×	×				
		税							金	×	×	×				
	そ	-	の	他	縚	Z E	常	費	用	×	×	×				
		貸	倒	引	当	金	繰	入	額	×	×	×				
		貸		出		金	償	Ì	却	×	×	×				
		株	코	t	等			却	損	×	×	×				
		株		式	;	等	償	Ì	却	×	×	×				
		金	銭	の	信	託	運	用	損	×	×	×				
		そ	の	他		資	産	償	却	×	×	×				
		退		職	-	手	当	i	金	×	×	×				
		そ	の	他	の	経	常	費	用	×	×	×				
	経	常	利益			は 経	常	損失)				×	×	×	
	特						ŧI]		益				×	×	×	
	動)	産	不	動	産	処		益	×	×	×				
	償	ĺ	却	債	楮		取	立	益	×	×	×				
	金							取 崩	額	×	×	×				
	証			引責	任	準備		取崩	額	×	×	×				
	そ		の	他	の	特	別	利	益	×	×	×				
	特			別			員		失				×	×	×	
	動		産	不	動	産		分	<u>損</u>	×	×	×				
	洞			損			損		失	×	×	×				
	金							注繰 入		×	×	×				
	証				任	準 備		繰入	額	×	×	×				
	そ		の	他	の	特	別	損	失	×	×	×				
								胡純損失					×	×	×	
	法	人				税及		事業	税				×	×	×	
	法		人	税	等		周	整	額				×	×	×	
		期		益(ま 当		損失					×	×	×	
	前		期		繰	_	越		金				×	×	×	
	•			積	立	金	取	崩	額				×	×	×	
L			処分剰		(又に	当期	未処耳	里損失金	:)				×	×	×	

現行

(記載上の注意)

- 1. 労働金庫法第34条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は

改正後

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
- 8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
- 9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第 140 条の規定に従い記載すること。
- 10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 期 年 月 日から 年 月 日まで

(直接法により表示する場合)

(労働金庫連合会名)

(旦按広により衣小りの物口/		(カ)	早进口云石/
	当	期	
I営業活動によるキャッシュ・フロー			百万円
貸付金回収による収入			
預金払出による支出			
貸付金利息収入			
預金利息支出			
経費支出			
法人税等の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出			
有価証券の売却による収入			
有形固定資産の取得による支出			
有形固定資産の売却による収入			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の増額による収入			
処分未済持分の取得による支出			
配当金の支払額			

経常費用に記載することができるものとする。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

現行

- 6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。

(新設)

(新設)

8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 期 年 月 日から 年 月 日まで シー

(直接法により表示する場合)

(労働金庫連合会名)

(国)女仏により私かりの物口/		(7) (30) 31	件进口五11/
	当	期	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			百万円
貸付金回収による収入			
預金払出による支出			
貸付金利息収入			
預金利息支出			
経費支出			
法人税等の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出			
有価証券の売却による収入			
動産不動産の取得による支出			
動産不動産の売却による収入			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の増額による収入			
処分未済持分の取得による支出			
配当金の支払額			

	改正後
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
WI現金及び現金同等物の期末残高	

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(労働金庫連合会名)

	当	期	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			百万円
税引前当期純利益 (損失)			
減価償却費			
減損損失			
貸倒引当金の増加額			
資金運用収益			
資金調達費用			
有価証券関係損益			
貸出金の純増減			
預金の純増減			
資金運用による収入			
資金調達による支出			
その他			
小 計			
法人税等の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出			
有価証券の売却による収入			
有形固定資産の取得による支出			
有形固定資産の売却による収入			
投資活動によるキャッシュ・フロー			-
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の増額による収入			
処分未済持分の取得による支出			
配当金の支払額			

財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

(間接法により表示する場合)

(労働金庫連合会名)

	当	期	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			百万円
税引前当期純利益(損失)			
減価償却費			
減損損失			
貸倒引当金の増加額			
資金運用収益			
資金調達費用			
有価証券関係損益			
貸出金の純増減			
預金の純増減			
資金運用による収入			
資金調達による支出			
その他			
小計			
法人税等の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出			
有価証券の売却による収入			
動産不動産の取得による支出			
動産不動産の売却による収入			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の増額による収入			
処分未済持分の取得による支出			
配当金の支払額			

	改正後
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	
	財務活動によるキャッシュ・フロー IV現金及び現金同等物に係る換算差額 V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) VI現金及び現金同等物の期首残高 III現金及び現金同等物の期末残高

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があると きは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載 すること。

第 5 剰 余 金 処 分 計 算 書

(労働金庫連合会名)

	科				目			金	額			
놸	á	期	未	処	分	剰	余	金				円
積	Ę	立		金	取		崩	額				
乗	IJ	余	:	金	処		—— 分	額				
	利		益		準	備	Ė.	金				
	普	通	出資	とに	対す	る	配	当 金	(年	%)		
	優	先	出資	E 15	対す	る	配	当 金	(年	%)		
	事	業の	利月	月分:	量に対	する	る配	当金				
	(削 除)											
	特		別		積	立	<u> </u>	金				

	現行
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があると きは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載 すること。

TE 4=

第 5 剰 余 金 処 分 計 算 書

第 期

									(労働金庫連	自合会名)		
	禾	4			E	1			金		額	
当	期	未	処	分	剰	余	金					円
積	<u> </u>	Ī.	金	取	į	崩	額					
剰	弁	ŧ	金	処	3	'	額					
#	IJ	益		準	備		金					
音	新通	出資	: 1:	対す	· るi	配 当	金	(年	%)			
優	- 先	出資	: 1:	対す	· るi	配 当	金	(年	%)			
事	事業 0)利用	分:	量に対	すする	配当	当金					
<u>名</u>	ζ	員		賞	与		金					
牛	†	別		積	立		金					

	改正後													
次	期	繰	越	金										
/ === ±+ 1	の注音)													

- 1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をも つて記載すること。
- 2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額につい て、当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 6 損 失 金 処 理 計 算 書

年 月 日からへ

								2 (刀) 新亚岸廷日云	H /
	科				E	1		金	額
当	期	未	処	理	損	失	金		F
損	失		金	処	3	里	額		
積	立		金	取		崩	額		
利	益	準	備	金	取	崩	額		
 次	期	1	繰	<u> </u>	越				

(記載上の注意)

期

次

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をも つて記載すること。

現行

- 2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額につい て、当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 6 損 失 金 処 理 計 算 書

年 月 日から

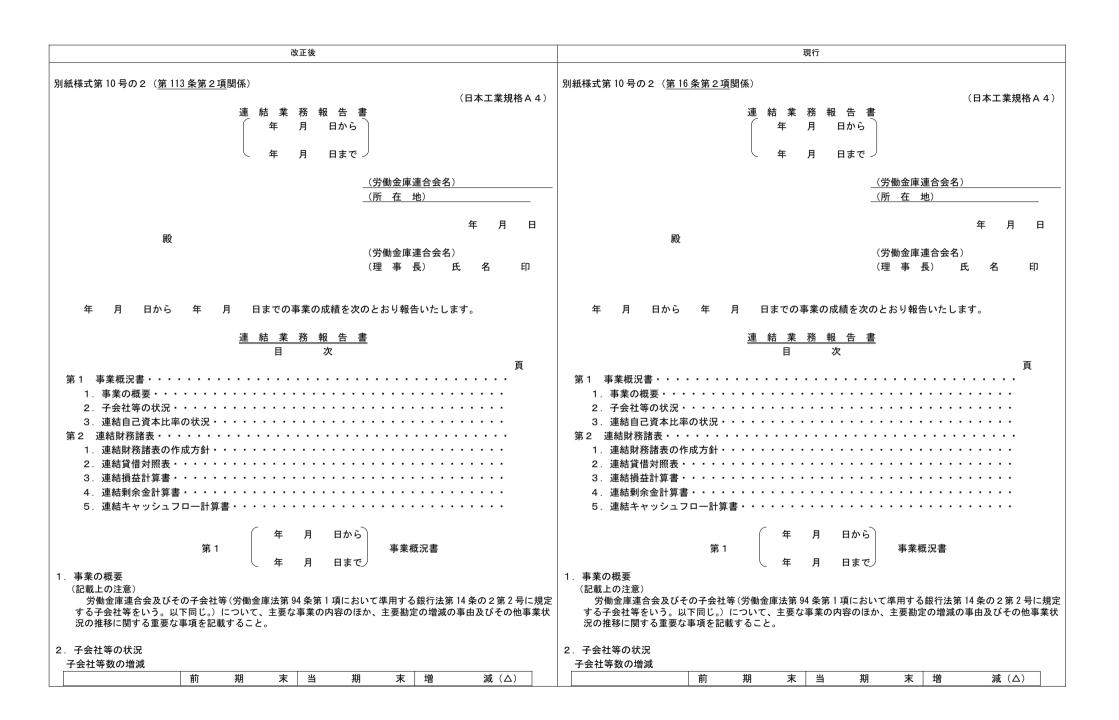
越

金

							(労働金庫連合会名)		
	科			E	1		金	額	
当	期未	処	理	損	失	金			Р
損	失	金	処	IJ	T	額			
積	立	金	取	j	前	額			
利	益	集 備	金	取	崩	額			
次	期	絼	i e	越		金			

(記載上の注意)

改正後	現行
1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。 2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。	1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。 2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期未処分剰余金の処分に準じて記載すること。



			改	正後	
子	会	社			
子	法 人	等			
関	連 法 人	等			
合		計			

- 1. 「子会社」とは労働金庫法<u>第32条第5項</u>に規定する子会社を、「子法人等」とは労働金庫法施行規則<u>第109条</u> 第1号 に規定する子法人等のうち労働金庫法<u>第32条第5項</u>に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」 とは労働金庫法施行規則第109条第2号に規定する関連法人等をいう。
- 2. 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3. 連結自己資本比率の状況

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	自己資本総額(A+B) (C)	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の 意図的な保有相当額		
優先出資 <u>申込証拠</u> 金			負債性資本調達手段及びこれ		
資本剰余金			に準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優 先出資並びにこれらに準ずる		
<u>処分未済持分</u>	Δ	Δ	もの		
自己優先出資	Δ	Δ	連結の範囲に含まれない金融 子会社及び金融業務を営む子		
自己優先出資申込証拠金			法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本		
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	黒傍を呂も関連広へ寺の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分			控除項目不算入額	Δ	Δ
<u>営業権相当額</u>	Δ	Δ	控 除 項 目 計 (D)		
ολλ	Δ	Δ	自己資本額(C-D) (E)		
基本的項目 (A)					
			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相			オフ・バランス取引項目		
当する額			リスク・アセッ ト等計 (F)		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優 先出資					

	現行									
子	会	社								
子	法 人	等								
関	連 法 人	等								
合		計								

(記載上の注意)

- 1. 「子会社」とは労働金庫法<u>第34条第4項</u>に規定する子会社を、「子法人等」とは労働金庫法施行規則<u>第12条の12</u>第1号に規定する子法人等のうち労働金庫法<u>第34条第4項</u>に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは労働金庫法施行規則第12条の12第2号に規定する関連法人等をいう。
- 2. 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3. 連結自己資本比率の状況

0. 建和日口貝本比率の状况				
項 目	前期末	当期末	項 目 前期末 当期	末
出資金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C) 百万円 百万円	5円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の 意図的な保有相当額	
優先出資 <u>払込</u> 金			負債性資本調達手段及びこれ	
資本剰余金			に準ずるもの	
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優 先出資並びにこれらに準ずる	
連結子会社の少数株主持分			たのしていることである。	
その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子	
<u>処分未済持分</u>	Δ	Δ	ナム社及び金融未得を含むナ 法人等、保険子法人等、金融 業務を営む関連法人等の資本	
自己優先出資	Δ	Δ	黒傍で呂の関連法人寺の貝本	
営業権相当額	Δ	Δ	控除項目不算入額 🛆 🛆	
連結調整勘定相当額	Δ	Δ	控 除 項 目 計 (D)	
基本的項目 (A)			自己資本額 (C-D) (E)	
			資産 (オン・バランス) 項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相			オフ・バランス取引項目	
当する額			リスク・アセッ ト等計 (F)	
一般貸倒引当金				
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優 先出資				

		改正後			
補完的項目不算入額	Δ Δ	Tier1比率 (A/F)	%	%	
補 完 的 項 目 (B)		自己資本比率 (E/F)	%	%	

- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び 労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために 金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2.「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

(削除)

連結業務報告書

1. 連結財務諸表の作成方針

労働金庫連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) のれんの償却に関する事項
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

		1	(十四:口2)17
<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	金額
_(資産の部)		_(負 債 の 部)_	
現金		預 金	
預 け 金		譲渡性預金	
(削 除)_		借 用 金	
コールローン及び買入手形		<u>コールマネー及び売渡手形</u>	
<u>買 現 先 勘 定</u>		<u>売 現 先 勘 定</u>	
<u>債券貸借取引支払保証金</u>		债券貸借取引受入担保金	
買入 金銭 債 権		コマーシャル・ペーパー	
金 銭 の 信 託		外 国 為 替	
商品有価証券		その他負債	
有 価 証 券		代理業務勘定	
貸 出 金		賞 与 引 当 金	
外 国 為 替		役 員 賞 与 引 当 金	
その他資産		退職給付引当金	
有形固定資産		特別法上の引当金	
無形固定資産		繰延税金負債	
<u> </u>		再評価に係る繰延税金負債	
その他の無形固定資産		<u>負 の の れ ん</u>	
繰 延 税 金 資 産		債 務 保 証	

						-	011			
補完的耳	頁目で	下算 ノ	額		Δ	Δ	Tier1比率 (A/F)	%	%	
補完	的	項	目	(B)			自己資本比率 (E/F)	%	%	

租行

(記載上の注意)

- 1. 本表には、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び 労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために 金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第6条の5第1項第3号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3.「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に 記載し、 当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。

連結業務報告書

1. 連結財務諸表の作成方針

労働金庫連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

2. (年月日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

			V 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
<u>資 産</u>	金額	負債、少数株主持分及び 会 員 勘 定	金額
(新 設)		(新設)	
現金		預 金	
預 け 金		譲渡性預金	
金融機関貸付等		借 用 金	
(新設)		_(新 設)_	
(新設)		_(新 設)_	
(新 設)		_(新 設)_	
買入 金銭 債 権		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		外 国 為 替	
商品有価証券		その他負債	
有 価 証 券		代理業務勘定	
貸 出 金		賞 与 引 当 金	
外 国 為 替		_(新 設)_	
その他資産		退職給付引当金	
動産不動産		特別法上の引当金	
(新設)		繰 延 税 金 負 債	
(新設)		再評価に係る繰延税金負債	
(新設)		連結調整勘定	

以止	後
再評価に係る繰延税金資産 <u>(削 除)</u> 債 務 保 証 見 返 貸 倒 引 当 金 Δ	負債の部合計 (削除) (純資産の部) 出 資 金 優先出資申込証拠金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 列 益 利 余 金 処 分 未 済 持 分 自己優先出資申込証拠金 会 員 勘 定 合 計 その他有価証券評価差額金 繰延へッジ損益 土 地 再 評 価 差 額 金 (削除) 評価・換算差額等合計 (削除) (削除)
<u>資産の部合計</u> (記載上の注意)	負債及び純資産の部合計

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記 載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ)に重要な疑義を抱かせる事象又 は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- 子会社等が採用した会計方針のうちに労働金庫連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただ し、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響 の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並び にその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

繰 延 税 金 資 産		債 務 保 証	
再評価に係る繰延税金資産		負 債 計	
連結調整勘定		少数株主持分	
		<u> </u>	
貸倒引当金	Δ	出資金	
	_	(新設)	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		(新設)	
		<u>(新設)</u>	
		<u>(新設)</u>	
		(新設)	
		<u>(新設)</u>	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		(新設)	
		処 分 未 済 持 分	Δ
		自己優先出資	Δ
		(新設)	
合 計		<u></u> 合 計	
(=1±) 0 \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)			

現行

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記 載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- 次に掲げる会計方針に関する事項
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- 動産不動産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上基準
- 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- 子会社等が採用した会計方針のうちに労働金庫連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただ その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更に よる影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並び にその合計額

現行

- (5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 出資1口当たりの純資産額
- (8) <u>労働金庫連合会の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額</u>。 ただし、労働金庫連合会との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 労働金庫連合会の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額 ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) リース契約により使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該 事象
- (13) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (14) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則<u>第15条の6</u>第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (15) 以上のほか、労働金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 法令等に基づき、又は労働金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3. 年 月 日から 年 月 日まで

(単位:百万円)

連結損益計算書

	科	į	1				金	額		
経	常	収		益				×	×	×
資	金	運用	収	益	×	\times	\times			
貸	出	金	利	息	×	\times	\times			
預	け	金	利	息	×	\times	\times			
(削	除)_									
<u> </u>	ールローン	ノ利息及び!	買入手形利	息	×	\times	\times			
<u>買</u>	現	先	利	息	×	\times	\times			
<u>債</u>	券 貸 借	事取 引 🗄	受 入 利	息	×	\times	\times			
有	価 証	券 利 息	配当	金	×	\times	\times			
そ	の他	の一受	入 利	息	×	\times	\times			
役	務 取	引 等	≨ 収	益	×	\times	\times			
そ	の他	業務	§ 収	益	×	\times	\times			
そ	の他	経常	\$ 収	益	×	×	×			
経	常	費		用				×	×	×
資	金	調達	費	用	×	\times	\times			
預	숰	<u> </u>	利	息	×	\times	\times			
譲	渡	挂 預 :	金 利	息	×	\times	\times			
借	用	金	利	息	×	\times	\times			
<u> </u>	ールマネー	- 利息及び	売 渡 手 形 利	息	×	\times	\times			

- なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第16条の2第1項第5号口による。
- (5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 出資1口当たりの純資産額
- (8) 労働金庫連合会の理事及び監事に対する労働金庫連合会及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、労働金庫連合会との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 労働金庫連合会の理事及び監事に対する労働金庫連合会及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (12) 重要な後発事象
- (13) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則<u>第8条の7</u>第1項から第4項までに規定する有価証券に 関する事項
- (15) 以上のほか、労働金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3. 法令等に基づき、又は労働金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

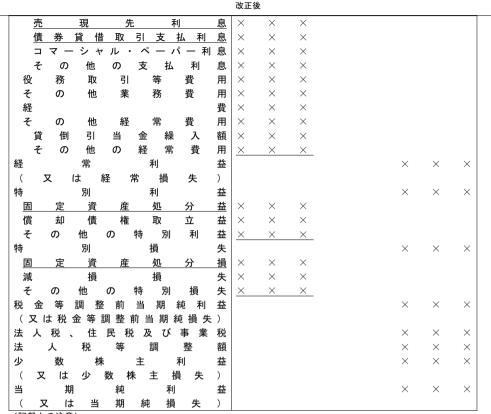
 3.
 年 月 日から

 事
 年 月 日まで

連結損益計算書

(単位·百万円)

												(+1	4 . 0/	/111/
	科			目						金		額		
	常			収			益					×	×	×
金		運		用	収		益	×	\times	×				
	出		金		利		息	×	×	×				
	け		金		利		息	×	×	×				
融	機	関	貸	付	等	利	息	×	\times	×				
設)													
設)													
設)													
価	証	券	利	息	配	当	金	×	×	×				
の	他	0	D	受	入	利	息	×	\times	×				
務	取	!	引	等	4)	Z	益	×	\times	×				
の	他	ļ	業	務	4)	Z	益	×	\times	×				
の	他	ļ	経	常	4)	Z	益	×	×	×				
	常			費			用					×	×	\times
金		調		達	費		用	×	\times	×				
	3						息	×	×	×				
渡	1	性	預	金	2 7	削	息	×	×	×				
	用		金		利		息	×	\times	\times				
	融設設価の務のの金	金融設設と価の務のの金渡している。	常出け機というというというというというというというというというというというというというと	電 融 金 出け機 設) 設) 証 他取他他 の の 金 後 み の の の 会 後 み の の の 会 後 み の の の 会 後 み の の の 会 後 の の の の 会 を の の <	常 重 型 出け機 設 シ 設 シ シ シ シ シ 一 の 務 の の の の の の の の の の の の の	常 運 用 出け機 設 シ 設 シ 設 シ 一 の の の の の の の の の の の の の	常 運 用 型 出け 機 製 設 シ 設 シ 設 シ 一 記 の の の の の の の の の の の の の	常	常 収 金 期 収 金 用 収 金 利 息息息 出 け 金 利 金 月 日 日 日 金 日 日 日 日 日 金 日 日 日 日 日 金 日 日 日 日 日 日 金 日	常 収 金 運 用 収 益 × × 出 金 利 息 × × 融 機 関 付 等 利 息 × × 設) 金 × × × 設) 金 × × × 設) ※ × × の 他 経 常 収 益 × × の 他 経 常 収 益 × × の 他 経 常 収 益 × × 金 調 達 費 用 × × 適 量 利 息 × × は 対 日 ・ × ×	常 収 金 運 用 収 益 × × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 貸 付 等 利 息 × × × 設) 設) × <td>常 収 益 金 運 用 収 益 × × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 付 等 利 息 × × × 設) 金 × × × × 設) 毎 カ 息 ×</td> <td>科 目 金 額 常 収 益 × × 金 運 用 収 益 × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 貸 付 等 利 息 × × 設) 設) ※ × × 設) 一 金 × × × × の 他 の 受 入 利 息 × × × の 他 経 収 益 × × × × の 他 経 収 益 × × × × の 他 経 収 益 × × × × 電 貫 財 財 ※ × × × × 電 財 金 利 息 × × × × は 対 財 財 ※ × × × × × × × × × × × × ×<td>常 収 益 × × 金 運 用 収 益 × × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 貸 付 等 利 息 × × 設) × × × 設) 日 × × × × の 他 の 受 入 利 息 × <td< td=""></td<></td></td>	常 収 益 金 運 用 収 益 × × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 付 等 利 息 × × × 設) 金 × × × × 設) 毎 カ 息 ×	科 目 金 額 常 収 益 × × 金 運 用 収 益 × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 貸 付 等 利 息 × × 設) 設) ※ × × 設) 一 金 × × × × の 他 の 受 入 利 息 × × × の 他 経 収 益 × × × × の 他 経 収 益 × × × × の 他 経 収 益 × × × × 電 貫 財 財 ※ × × × × 電 財 金 利 息 × × × × は 対 財 財 ※ × × × × × × × × × × × × × <td>常 収 益 × × 金 運 用 収 益 × × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 貸 付 等 利 息 × × 設) × × × 設) 日 × × × × の 他 の 受 入 利 息 × <td< td=""></td<></td>	常 収 益 × × 金 運 用 収 益 × × × 出 金 利 息 × × × 融 機 関 貸 付 等 利 息 × × 設) × × × 設) 日 × × × × の 他 の 受 入 利 息 × <td< td=""></td<>



- 1. 出資1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
- 2. 上記のほか、労働金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. 法令等に基づき、又は労働金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 4.
 年 月 日から

 連結剰余金計算書

 年 月 日まで

(単位:千円)

科目	金額

(新設) (新設) (新設) コマーシャル・ペーパー利息 \times X X 息 മ 支 払 利 \times \times \times 用 役 費 \times そ മ 用 X × 経 用 ഗ 額 貸 倒 引 当 余 繰 λ X X 費 മ ത 経 用 益 経 \times 又 経 は 失 特 別 利 益 \times \times 益 分 益 倩 Ħσ 僧 却 $\dot{\tau}$ X X മ 特 別 利 益 മ 特 損 失 不 \times \times \times 失 X X ന ത 当 益 前 X (又は税金等調整前当期 住 民 税 及 \times 法 額 \times X 主 益 X × 主 は 少 失 当 益 純 利 は 当 期 損 又 純

現行

(記載上の注意)

- 1. 出資1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
- 2. 上記のほか、労働金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. 法令等に基づき、又は労働金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 4.
 年 月 日から

 連結剰余金計算書

 年 月 日まで

(単位:千円)

科 目	金額
(資本剰余金の部)	

	改正後	現行
資本 剰余 金増加高 資本 剰余 金減少高 資本 剰余 金瀬 末残高 (利益剰余金の部) 利益 剰余 金期 首 残高高 利益 剰余 金増加高高 当期 純 利益 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があると D性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること	 資本利余金期首残高 資本利余金期末残高 資本利余金加減少高 資本利余金加減少高 (利益利余金の部) 利益利余金加減の部 利益利余金加減の部 利益利余金加減の部 利益利余金加減の部 利益利益利益の部 利益利益利益 対益利益 対益利金 対益利益 対益利益 対益利益 対益利金 対益利益 対益利金 対益利益 対金 対益利益 対益対益 対益 /ul>
5 第 期 年 月 日か 年 月 日ま (直接法により表示する場合)	連結キャッシュ・フロー計算書	年 月 日から 5 第 期 年 月 日まで (直接法により表示する場合) (単位:百万円)
- WWY-T-1-1-7-1	= #1	当期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入
預金払出による支出		預金払出による支出
貸付金利息収入		貸付金利息収入
預金利息支出		預金利息支出
経費支出		経費支出
 法人税等の支払額		TERNIA CONTRACTOR CONT
営業活動によるキャッシュ・フロー		法人税等の支払額
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー
有価証券の取得による支出		Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー
有価証券の売却による収入		有価証券の取得による支出
有形固定資産の取得による支出		有価証券の売却による収入
有形固定資産の取得による又出 有形固定資産の売却による収入		動産不動産の取得による支出
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		動産不動産の売却による収入
投資活動によるキャッシュ・フロー		到圧 1 到圧 0 元中による 0 九八
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー
出資の増額による収入		田財務活動によるキャッシュ・フロー
山貝の垣間による収入		かいかにもにています フェーン・コー

	改正後
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

	当	其	1
I営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(損失)			
減価償却費			
減損損失			
貸倒引当金の増加額			
資金運用収益			
資金調達費用			
有価証券関係損益			
貸出金の純増減			
預金の純増減			
資金運用による収入			
資金調達による支出			
その他			
小 計			
法人税等の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出			
有価証券の売却による収入			
有形固定資産の取得による支出			
有形固定資産の売却による収入			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の増額による収入			

出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

(間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

The state of the s		
	当	期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(損失)		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増加額		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益		
貸出金の純増減		
預金の純増減		
資金運用による収入		
資金調達による支出		
その他		
小計		
法人税等の支払額		
営業活動によるキャッシュ・フロー		
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却による収入		
動産不動産の取得による支出		
動産不動産の売却による収入		·
投資活動によるキャッシュ・フロー		
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		·

	改正後
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は労働金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行